

会 議 録 目 次

平成 1 4 年第 3 回海田町議会 6 月定例会（第 2 日目）

平成 1 4 年 6 月 1 2 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	発議第 2 号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	5 7
日程第 3	発議第 3 号	海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 7
日程第 4	第 24 号議案	工事請負契約の締結について（海田総合公園テニスコート改修工事）……………	5 7
日程第 5	第 25 号議案	工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区污水管新設工事（14－1））……………	6 3
日程第 6	第 26 号議案	工事請負契約の締結について（砂走第 1 砂走地区污水管新設工事（14－4））……………	7 2
日程第 7	第 27 号議案	工事請負契約の締結について（海田中央第 3 上市地区污水管新設工事（14－5））……………	7 4
日程第 8	第 28 号議案	広島市に公の施設を利用させることに関する協議について……………	7 6
日程第 9	第 29 号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 9
日程第 10	第 30 号議案	海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の制定について……………	8 2
日程第 11	第 31 号議案	平成 14 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）……………	8 7
日程第 12	第 32 号議案	平成 14 年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）……………	8 9
日程第 13	第 33 号議案	平成 14 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	9 0
日程第 14	発議第 4 号	「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書案……………	9 1
日程第 15	議員派遣の件	……………	9 1

(閉	会)	9 1
----	----------	-----

会 議 録 (第 2 号)

- ~~~~~○~~~~~

なし

3

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 天 |
| 助 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池 の 本 和 弘 |
| 参事（広域行政担当） | 佐 藤 隆 |
| 参事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 地 域 振 興 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 センター 所 長 | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 建 設 課 長 | 児 玉 正 克 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |

| | |
|-------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博 |
| 下 水 道 課 長 | 槇 根 君 夫 |
| 下 水 道 課 主 幹 | 野 間 宏 紀 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 査 | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程（第 2 号）

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 発議第 2 号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 3 発議第 3 号 海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第24号議案 工事請負契約の締結について（海田総合公園テニスコート改修工事）

日程第 5 第25号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区污水管新設工事（14－1））

日程第 6 第26号議案 工事請負契約の締結について（砂走第 1 砂走地区污水管新設工事（14－4））

日程第 7 第27号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第 3 上市地区污水管新設工事（14－5））

日程第 8 第28号議案 広島市に公の施設を利用させることに関する協議について

日程第 9 第29号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第30号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の制定について

日程第11 第31号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第12 第32号議案 平成14年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第33号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 発議第4号 「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の
拡充を求める意見書案

日程第15 議員派遣の件

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第15に至
る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を続行いたします。佐中君の
再質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労をかけますが、
本日もよろしくお願いいたします。

それでは、まず、佐中議員さんご質問の白紙撤回をしないかとのことご質問でございま
すが、町行政をあずかる責任者として、大きな流れと今後の海田のまちづくりを考え
たとき、財政支援を受けられる合併特例法の期限内で、なおかつ私の任期のうちに合併
をすることが、住民の皆様の福祉の向上につながるという考えから判断したものでござ
います。私の考え方について、住民の皆様から意見をお聞かせいただきたかったので、
意見交換会を開催させていただいたものでございます。今後の進め方については、何度
も申しますが、設置する予定の任意協議会で、協議内容が具体的になりましたら、説明
会を開催し、意見をお聞きする場を持ちたいと考えております。したがって、白紙
撤回する考えはございません。30年後の建設計画はとのご質問でございますが、合併建
設計画は合併後10年間に実施する事業を計上するものでございます。その後につきまし
ては、広島市の基本計画やその中に海田町を含めた安芸区の整備計画として、都市基盤
整備が実施されると考えております。

次の財政状況でございますが、確かに財政指標上では海田町の方が健全財政であると思いますが、本町が進めようとしている総合基本計画に掲げる事業を実現しようとするならば、多くの起債と長い年月と住民負担を要し、財政的に厳しいと言わざるを得ません。合併特例債は、他の起債と比較して起債の充当率が高く、なおかつ交付税で措置されることから、住民の負担も少なくなり、事業が進めやすくなるものであると考えております。

次に、30年後の建設金額の件ですが、前にも申しましたように、合併建設計画は合併後10年間の計画でございます。その後は、広島市の基本計画やその中の安芸区の整備計画で、計画的な整備が行われるものでございます。

連立負担金についてお答えいたします。先の住民説明会における数値につきましては、連立の本体部分の負担金の一般財源分について説明を求められたことに対し、約20億円というふうに担当の方から説明をさせたものでございます。

次に、駅南口区画整理事業を凍結したらどうかのお尋ねでございますが、以前からご説明申し上げておりますとおり、この事業は本町のみならず、広島都市圏東部の拠点地域を形成する最も重要な事業であり、地域の皆さんとともに、将来の海田町の発展の基本となる事業として、ぜひとも推進していきたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○16番（佐中）答弁の中身がずれとるんですが。ちょっと言いましょうか、中身を。

○議長（河野）はい、言ってください。

○16番（佐中）立って発言してもいいですか。議長にお尋ねするのですから。町長はこれまで住民にあるいは議会に対して、合併すれば有利、有利という説明をずっとなされてきました。私は今回の質問で1,500億円以上、広島市と合併協定を結んで、それが履行されるならば有利であるというように判断をするわけですが、私が提案をした以上に町長は考えておるのであれば、例えば1,600億円とか700億円とか、それは町民に対して有利と考えられます。しかし、その金額が示されないのに有利、有利と言うのは、私はどうも議会も町民もだましているというような感じがするんです。それを平成16年3月に合併をするという、そういう期限をつけておるんですが、当然金額が出てくるはずなんですが、その金額が出てこないのはどうしてなんか、議長から町長にそういう答弁をさ

せてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（河野）はい、計らいましょう。町長、答弁できますか。町長。

○町長（加藤）有利という中で、金額が出んのはどういうことかというご質問でございますけれども、これは我々としては、任意協議会の中で、やはり町ができるだけ有利になるように、あるいは第3次総合基本計画をできるだけ織り込ませるように、いろんな面で最大の努力をして、できるだけ町民の皆さんの期待に沿うよう努力するということしか、相手があることでございます。これからの協議に努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野）はい、そういうことです。

○16番（佐中）有利とか不利とか言うが、もうはっきりと出てきておるんですね。不利になる場合もあるんじゃないから、有利という発言は、私は控えるべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（河野）17番、中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。まず初めに、住環境の整備をという問題で質問をいたします。数年前から、自治会連合会の会長4名と町長との懇談会を開催して、住民からの要望を伝え、回答を後日会長に提出するという大変よいことを始めております。今年もそれぞれの自治会連合会が2月ごろに住民からの要望をまとめ、町長との懇談会の席上で回答ができるように段取りをして、回答を各会長に渡しております。今年は海田小学校区で25件、東小学校区で18件、南小学校区で17件、西小学校区で8件、合計68件の要望が出されておりました。要望の内容は、ほとんど住民の生活環境改善に関するもので、全部要望どおりになれば住環境が改善されるものと思いますが、回答の内容はほとんどが納得できる回答ではありませんでした。その場逃れというか、そのため当時の助役がこんな回答ではだめだと言って、具体的な回答を出すようにということで改めて回答が出ております。それでも十分なものにはなっておりません。

少し例を挙げてみますと、側溝のコンクリートふたの改善であります。車が通るたびに大きな音がするというのですが、具体的な改善策はありません。「改善について検討していきたいと考えております」これが1回目の回答でした。2回目には、「音が大きいところにはゴムなどを入れて対応していきます」となっております。「具体的な改善策はありません」と回答しておきながら、少し考えれば応急処置ではありますけれども、「ゴムなどで対応していきます」という回答になっております。これでも十分では

ありませんけれども、なぜ1回目の回答でこれが出なかったのか。

次に、地下道の水漏れ改善などの回答は、「昨年も要望があり、広島国道事務所へ要望しているが、引き続き改善の要望をしていきたいと考えております」というのが1回目の回答で、2回目の回答では「5月中に国道事務所に要望を伝えます」と追加されているだけであります。昨年から要望が出ている問題ですが、昨年は要望を伝えなかったのか、伝えたとしたら1年間の間に何らかの反応があったのではないかと思うんですけれども、なかったとしたら今年同じ要望が出た段階で、国道事務所に対して「昨年も同じ要望が出ているが、その後の対応はどうなっているのか」と問い合わせて、その回答を今年の回答にすべきではありませんか。

次は、海田警察署に対して、「夜間パトロールの強化を依頼し、了解済みです」との回答が出ておりますが、役場の職員が自治会長と一緒に実態を目で確かめておりますか。要望が出ているから警察にお願いをして、オーケーの返事だけで安心しているのではありませんか。役場から依頼されれば「わかりました」という返事はあると思いますが、内心では、「そう言われても、ついているわけにはいきませんよ」というのが本音だろうと思います。私が何度も110番をして警察に来てもらっておりますけれども、そのたびにパトロールの強化をお願いしても「そう言われても困る。できるだけことはするが、その都度110番をしてください」というのが現場での声であります。本当に周辺住民のことを考えているのであれば、自分の目で確かめて、真剣に対応策を考えるべきであります。海田警察署と協議したり要望したりというのが7件もあります。が、警察も大変だと思いますが、どのように結果を見るつもりですか。

もう一つ、私が3月議会で質問をいたしましたけれども、月曜日休日のごみ収集の件であります。複数の自治会から収集してもらいたいとの要望が出ております。これらのことについても真剣に考えるべきではありませんか。その気になればできることだろうと思いますし、現に2回は対応しているではありませんか。要望に対する回答は「4月29日と9月16日には臨時徴収をいたします」だけで、ほかの月曜日は休日がなぜ収集できないのかということが何も回答されてはおりません。2回はできるのにあとの数回についてなぜできないのかということではなく、なぜできるように努力しないかということであります。68件の要望の中には、とても無理な要望もあると思います。できることはできる、できないものはできないと詳しく理由をつけて回答することで、自治会長も納得するのではないかと思います。また、せつかくの要望でありますから、努力をす

ればできる例えばごみ収集問題など、前向きに考えるべきではないかと思いますが、今後の自治会連合会長と町長の懇談会のあり方について、町長の見解を問うものであります。

2点目は、青少年健全育成問題についてであります。特に、私は未成年の喫煙問題を取り上げました。改めて議事録を見てみますと、「各学校で実施している喫煙防止教室を、家庭や地域と連携をして、協力しながら校外指導連盟、学校・警察連絡協議会、青少年補導補助員などと連携して、校外指導を積極的に進めていきたいと考えておる」という答弁がありました。また、喫煙問題について、「残念ながらこれといったカンフル剤がない」とも答弁をされております。実際のところ、これが本音だろうとは思いますが。

青少年健全育成町民会議でも、青少年健全育成については真剣に考え、少ない予算を有効に活用して、健全育成につながるいろいろな事業を計画しておりますが、今のところ、昔といいますか、私が子どものころには不良少年という言葉で片づけておりましたけれども、最近では不良少年とは言わなくて、非行少年とか暴走族と言っておりますが、このような子どもの問題まで手が回らないのが現状だろうと思えます。

青少年健全育成町民会議に任せておけばよいということではなく、町全体の問題として取り上げて対策を立てる必要があろうかと思えます。私にも具体策はありませんが、ただ行動あるのみと思い動いておりますが、その場限りの答弁ではなく、学校・保護者・地域が一体となって行動を起こす必要があるのではないかと思います。これがなければ、本当の青少年の健全育成はあり得ないと思えます。町長並びに教育委員会の見解を問うものであります。

3点目は合併問題についてであります。「みんなつくる21世紀の海田」合併検討資料が全戸に配布されました。そして、5月27日から合併検討住民意見交換会も実施されました。27日と28日の2会場が終わった段階でこの質問を書いておりますけれども、自治会連合会でも合併問題は大きな問題でありますから、1人でも多くの町民の方に参加をしてもらいたい、意見を出してまた聞いてもらいたいとの思いから、広域行政推進課と連盟で、町内全戸に案内のチラシを配布しておりますけれども、27日と28日の参加者は期待外れの感がありました。いろいろ手を打ったので、あれだけ参加者があったのだという見方もできますが、私は不思議に思ったのは、2会場ともに役場職員が一般参加者として1人も出席していないことであります。会場の関係職員の皆さんは、会場の準備から後片づけと大変だったと思えますけれども、海田町内には何人ぐらいかわかりませ

んけれども、職員が生活をしていると思いますが、1人も来ていないとはどういうことなのか、合併問題という大きな課題は執行部だけが考える問題ではなく、役場全体の問題でもあります。一般の職員も会場に来て、住民の考えというか声を聞き、合併問題について意見を述べる場があれば意見を述べるということが大切なことではないかと思いますが、役場の中で、交換会には参加する必要なしというようなおふれを出しているのではないかとと思われるのですが、この現状を町長はどのように思われますか。町長が旗を振っても、後を振り向いたらだれもついてこなかったということになりはしないかと心配ですが、いかがですか。以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問の1点目、3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず1点目の、住環境の整備についてご質問にお答えいたします。海田町自治会連合会からの要望につきましては、それぞれの事案により現地調査等を実施し、結果を踏まえて回答させていただいております。自治会からの要望は地域での身近な問題等の提起であり、町としましても大変参考になるものと判断をしております。今回の回答につきましては、町単独での対応ができないものもあり、一部に不明確な点があったことは反省をいたしております。今後は要望内容について十分検討し、対応の可否についてお答えをしていきたいと考えております。

続きまして、合併問題についてのご質問にお答えします。先日行いました住民意見交換会でございますが、自治会連合会の皆様のご協力を得て、開催案内チラシを全戸配布、案内ポスターの掲示を行いました。参加者人数は海田南小学校区48名、海田東小学校区69名、海田西小学校区41名、海田小学校区98名、計256名の参加がございました。職員の参加が少ないことから、合併に対する意識が薄いのではないかとのご質問でございますが、庁舎内体制としましては行政報告で申し上げましたとおり、海田町合併推進本部を設置し、合併関係の組織体制を強化し、整備も行っております。現在各課で事務事業のすり合わせを行うための基礎資料を作成しております。通常業務を行いながら、合併に関する業務を全庁体制で取り組んでいるところでございます。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）青少年健全育成問題についてお答えをいたします。

未成年の喫煙問題は、たばこによる健康への影響だけでなく、喫煙や飲酒が薬物乱用の入り口になっているなど、極めて憂慮すべき問題であると認識しております。学校におきましては、小学校の早い時期から喫煙問題を含めた薬物乱用防止教室が重要であると考え、保健体育等の教科における指導や学校薬剤師及び海田警察署の薬物に関する専門家の協力による薬物乱用防止教室など、教育活動全体を通じて指導に取り組んでいるところでございます。

また、家庭にありましては、子どもがおかれております現状に対して、保護者が責任を持って向き合わないといった風潮もあると思われませんが、子どもの健全な育成のためには学校・家庭及び地域のそれぞれにおいて、大人自身が子どもの教育に対する責任を自覚いたしまして、自らの生き方を厳しく見詰め直す必要があると考えております。

いずれにいたしましても、不正や不法行為は絶対に許されないという毅然とした姿勢を持って臨んでいくことが重要でありまして、関係機関との連携を図りつつ、適正に対応していくことが必要であると考えております。このため、青少年健全育成に関しましては、学校での教育のみならず、具体的な行動を起こさなければ問題は改善しないことは、議員ご指摘のとおりであると考えております。喫煙問題に限らず、問題行動は現場発見者がその場で声をかけなければ効果はございません。また、1人の青少年の行動に歯止めをかけるには大変なエネルギーが必要でございますが、今青少年の問題行動に対して、私たち大人が注意をしない社会になっていることが問題であるとも感じております。注意をする大人の数が多ければ多いほど、改善の道は短くなります。町全体の問題として、青少年育成海田町民会議を中心に、自治会連合会、PTA連合会、青少年補導員連絡協議会等関係機関と具体的な事業計画を策定いたしまして、今年度から行動できるよう取り組んでまいりたいと、こういうふうと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず初めに、住環境の整備の問題でありますけれども、不明な点については反省をしておるというご答弁がありましたけれども、それでは今回出されておる68件の回答について、もう一度見直して、改めて回答をする気があるのかどうか、まず、この点についてお尋ねいたします。

それから青少年健全育成問題については、今教育長の答弁では具体的な行動を起こす

ということを言われましたので、どういうことになるのか期待をしておりますけれども、実際問題として、今までそういうことを言いながら全然そういうものが目に見えてこなかったという点について、今回の今の答弁でもどうなるんだろうかなというものがありますけれども、少し具体的に、こういうことを計画しておるんだということがあれば述べていただきたい。以上２点。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）ただいま中岡議員の再質の改めて見直すかどうかということですが、もう一度各担当課の方に割り振りまして見直したいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）喫煙問題等を含め、青少年の健全育成について具体的な方策があるかということでございます。これにつきましては、前議会でもご質問いただきました中で、基本はやはり声をかけやすい環境づくりをまずつくっていくことが必要であろうということをご答弁申し上げております。そうした中で、現在今後のそういった方策について関係課で協議を進めておりまして、現在まだ具体的な点までは出ておりませんが、９月の議会までには予算的な必要なものがあれば、そういった具体的な行動計画を立て、予算を提出させていただきたいというふうに考えております。もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）３番、渡辺君。

○３番（渡辺）３番、渡辺善隆です。３点について質問いたします。

１、障害者の社会参加支援としてオストメイト用トイレの設置を。オストメイトは大腸がん、膀胱がんなどの治療のため、腹部に手術で人工的に排せつ口、人工肛門、人口膀胱をつくった人たちのことです。パウチと呼ばれる袋を排せつ口に装着し、この中に排せつ物をためます。このオストメイトの人の数は現在全国で３０万人で、年間４万人ほど増えているそうです。人工肛門、人口膀胱をつくった手術の後、それ以前とほとんど変わらない生活ができ、それまでどおり社会の第一線で活躍している人が多くいますが、大きな悩みの一つは外出先での排せつ物の処理です。パウチにたまった排せつ物を一定時間ごと便器に捨て、洗浄する必要があるためですが、まだまだオストメイト用のトイレが少ないのが現状です。

今、広島県では県内に暮らす人、県内を訪れる人、すべての人があらゆる場面で障壁を感じることなく、安全で安心して生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社

会の実現に取り組まれています。また、先日、福祉厚生委員会は埼玉県朝霞市の総合福祉センター、はあとぴあに研修に行きましたが、オストメイト用トイレは設置されました。本町においても、現在ある公共施設や現在検討されています総合福祉センターにオストメイト用トイレを設置するお考えはありませんか。

2 番目に、町民の健康支援として胃がんの早期発見にペプシノゲン法の導入を。毎年実施されています基本健康審査で、胃がん健診の受診者の伸び率は平成12年108.2、平成13年109.5とほぼ横ばい状態にありますので、従来の X 線検査に加え、胃がんの早期発見に効果的と言われ、簡単に受診できるペプシノゲン法の血液検査を導入してはと考えます。ペプシノゲンとは胃の消化酵素のもとになる物質で、ペプシノゲンが血液中に含まれている量を測定することで、胃がんの進行につながる確率が高いとされる慢性萎縮性胃炎の診断ができます。検査で陽性と診断された場合、精度の高い内視鏡検査などを受けることにより、胃がんの早期発見につながります。しかもこの検査は採血だけで行い、バリウムを飲んで行う X 線検査に比べ、食事制限の必要がなく、費用も X 線検査よりも安いので、導入されている他の自治体では受診率が高くなり、早期発見でも成果を上げています。本町においても、基本健康診査に新たにペプシノゲン法の血液検査を導入するよう提言しますが、この点、どのようにお考えでしょうか。

3 点目に、留守家庭児童会の対応について。海田南小学校の留守家庭児童会は、今年4月より3年生児童の入会が規制され、1・2年生の児童のみが入会になっています。そのため、3年生の児童のお母さんは大変困っておられます。特に、ひとり親家庭の方は子どもの帰宅時間に合わせて仕事を早退するわけにはいかない、そんなことをすると勤めができなくなるため、自分が仕事から帰宅するまでの二、三時間、子どもを1人で家に置いておられます。しかし、これから迎える夏休みになると、1日中子どもを1人で家に置くこともできず、どのように対処すべきかと悩んでおられるのが現状です。新しく留守家庭児童会室が建設されたら、希望者は入会できるようですが、着々と進められています建設工事は夏休みまでに完成するのでしょうか。もしもできない場合、夏休み期間の対応についてどのようにお考えでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員ご質問の1点目、2点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

初めに、障害者の社会参加の支援についてのご質問にお答えいたします。オストメイ

トの社会参加の支援策として、既存の公共施設や整備予定の総合福祉センターにオストメイト用トイレを設置する考えについてお尋ねでございます。人工肛門や人口膀胱を持つ障害者の方たちは、外出先での排せつ物の処理を行う専用の施設を必要としており、広島市では障害者からの要望を踏まえ、オストメイト用トイレを紙屋町のシャレオ地下街や袋町の市民交流プラザに整備されました。今後は東区、中区及び安佐南区の地域福祉センターの新築にあわせて、整備を計画されておられるようでございます。海田町といたしましても、オストメイト用トイレの設置について、広島市の整備状況などを参考にしながら、公共施設への整備を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、町民の健康支援についてのご質問にお答えいたします。胃がんの早期発見にペプシノゲン法を導入してはどうかとのご意見でございますが、現在海田町においての胃がん健診はX線検査で実施しており、その受診者数は議員ご指摘のようにほぼ横ばいの状態でございます。ペプシノゲン法につきましては、ご質問にありますとおり、胃がんの進行につながる確率が高いとされる慢性萎縮性胃炎の診断により、胃がんの早期発見につながるもので、血液検査を行い、陽性の方はさらに精度の高い内視鏡検査を受けていただく方法でございます。この検査方法を実施している自治体の多くは、従来のX線検査と併用してペプシノゲン法を導入しているとのことでございます。

海田町においても、バリウムに対する嫌悪感や身体等の障害により、どうしてもX線検査を受けたくないという方もいらっしゃると思いますので、先進導入自治体での状況等を十分調査して、導入について検討してまいりたいと考えております。それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）留守家庭児童会の対応につきましてお答えをいたします。

海田南小学校区につきましては、平成13年度は1年生から3年生まで48人の入会でしたが、今年度平成14年度の申請者は60人で、そのうち3年生が9人でした。昨年度は余裕教室2教室を活用いたしましたが、今年度は南小学校の学級数が増加いたしました関係で、1教室のみの余裕教室しかございません。そのために1年生・2年生の41人で開設をせざるを得なかったということでございます。その後も1・2年生の申請者がございまして、現在では48名になっております。これまでの退会児童はゼロでございまして、教育委員会といたしても大変苦慮いたしておるところでございます。待機児童ゼロにいたしますために、5月7日に学校に実情をお話し申しまして、施設利

用についての打ち合わせをいたしたわけでございます。授業に支障のない夏季休業中に限り、児童の生活安全のための特別な教室を1教室使用することが可能になりましたので、現在事務を進めているところでございます。なお、建設中の新しい施設での生活は9月から始まります。60人全員が入会可能になりますので、いい環境で安心した生活ができるようになるのではないかとというふうに考えておるところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 渡辺君。

○3番（渡辺） 3番、渡辺です。3番目の留守家庭児童会についての再質問をさせていただきます。聞くとおるところによりますと、利用される児童数ですかね、これが年々増加の傾向にあるようですが、今後の対応についてどのようにお考えでしょうか。以上です。

○議長（河野） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木） 確かに留守家庭児童の数は年々増加しております。現在、それぞれ40名の定員にしておりますけれども、海田南小学校区につきましては、9月より規則を改正しまして60名の対応に拡大をしております。それから、西の留守家庭がただいま工事がほぼ完了する時期にきておりますけれども、西の留守家庭児童会につきましては、今後それほど人数の増加はないと見ております。この後、海田南小学校区がやはり増加の率としては高いと思いますけれども、海田小学校区の留守家庭児童会の施設の今後の改善計画をもちまして、この南小学校区の留守家庭児童会も、この建替えの工事とあわせて少し考えていきたいと思っております。（「考えるんじゃないしに、やるんかやらんかということを……」と呼ぶ者あり） はい、考えてまいります。

○議長（河野） 2番、西田君。

○2番（西田） 2番、西田です。地域密着型の行政サービスとして提案を含めて5点、お尋ね申し上げます。

1点目は、地域情報化とケーブルテレビについてお尋ねいたします。地域情報の電子化に関して、平成13年の6月議会で質問し、文化財の情報提供サービス並びに情報提供のシステム化に関して、平成13年12月及び今年3月で質問したところであります。1点目は、本町もこれまでの質問に対する答弁でも必要性を認識されていると思いますので、いま一度、地域情報化に対応するシステム化の実現の可能性について、あらゆる角度から調査、研究、推進すべきと考えますが、検討委員会はもとより推進室、さらには情報センターなど具体的に設置を検討してはどうか問います。

2点目は、国は公共投資で情報の格差是正を図る新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行っています。これは総務省の補助事業で、地域密着型のケーブルテレビを整備することにより、行政情報や災害情報、あるいは福祉情報など住民生活に必要不可欠な情報や文化、教育などの多彩な情報を提供しようとするものです。この事業を活用し、情報通信のインフラ整備を積極的に行っている自治体もあります。1点目の質問を具体化するためにも、おおむね2分の1の国、県の補助が受けられるこの事業の活用を進めるべきと考えますが、この点について町の考えを問います。

3点目は、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は、ケーブルテレビ回線の双方向機能を利用してインターネット接続サービス、ケーブルテレビ電話などの通信サービスを総合的に行うフルサービスの提供が可能で、地域における情報通信基盤に成長しています。ケーブルテレビを使用した通信サービス例を示してみたいと思います。

1つはケーブルテレビ電話です。加入者間では、今の現状におきましては無料通話が可能であるとのことを聞いております。これらを利用することによって、行政サービスにおいてもメリットが出るのではないかと思います。2点目はインターネット接続サービスです。これは現行のインターネットサービスを、このケーブルテレビ回線を利用して接続が可能となります。3番目は高速データ伝送サービスです。具体的に申し上げますと、テレビ会議等の利用が可能となり、遠隔地でのコミュニケーションを図る手段として一般化されつつあります。それから4番目は図書館情報ネットワークサービス。現行では海田町もこれ、実施されておりますが、広域にわたる図書館のサービスはまだ行っておられないと思います。そういったことから考えますと、この利用も必要と考えます。それから5番目、学校間情報ネットワークサービス。これも現行、海田町は実施されておりますが、伝送の質的向上をもう少し望むべきと考えておりますので、このケーブルテレビの導入も必要と考えます。それから6番目、ホームセキュリティーの問題です。これはテレビ等いろいろ報道されておると思いますが、家庭と警備保障会社を結び、非常救急通報、火災監視、防犯警報などセキュリティーサービスを行うものです。7番目、在宅医療支援。これ、少し遅れているんですが、現状としてはこの加入者に対して病院や老人ホームなどの双方向テレビでつなぎ、その医療支援を受けるというような実例が出てきております。8番目、ホームショッピング。これは今現在テレビなどでも一応行われています。また、インターネット等でも非常に活用されてきている分野だと思います。このホームショッピングに関しても、海田町では商工会がエコマネーという実

証実験をしております。こういったエコマネーの実証実験をより具体化していくためにも、このケーブルテレビが必要になってくると思います。それから9番目、パソコン通信。これは現行のパソコンネットワークとして利用可能であるということです。それから10番目、ビデオ・オン・デマンドですが、これはビデオデータのデータベース化と考えてもらってよろしいかと思います。今後は、この分野が非常に必要になってくると考えられます。それから11番目、検針サービス。具体的に言いますと、各家庭、事務所、施設など水道メーター、ガスメーターなど自動的に読み取り、集計するテレメーターリングのサービスということです。それから12番目、ゲーム配信サービス。これでとどめておきます。それから13番目、PHSの回線として利用するということができます。以上の行政サービスはもとより、民間のサービスが新たな方法で簡単に受けることが可能となり、これを特色ある新しい行政サービスとして利用することを検討してはどうか問います。

4点目は、海田町周辺にケーブルテレビが導入されています。府中町、みどり坂等入ってきております。この導入の新たな可能性を検討するため、早急にプロジェクトチームをつくって取り組み、行政もしくは第3セクターとしての運営を検討し、新たな人材の受け皿と考えてはどうか問います。

2番目といたしまして、文化振興と西国街道の電線の地中化についてお尋ねします。国としても地方情報、文化遺産などについて電子化の整備、ネットワークによる公開が検討されています。これについて、3月議会で文化財などのデジタル化について質問したところです。1点目は、海田町は文化財情報に対して電子化を図り、学校教育や生涯学習、さらには地域振興への利用が進められているところです。中でも西国街道に沿って神社、仏閣が散在し、歴史や文化の情報提供を質問1で述べたケーブルテレビを利用して、積極的なサービスを検討してはどうか問います。2点目は、西国街道の整備として街道沿いの電線地中化を図り、景観や散策に配慮し、掲示板の充実さらには情報端末やケーブルテレビでのサービス提供を促進し、特色あるまちづくりを推進してはどうか問います。

3点目ですが、スポーツ振興についてお尋ねいたします。3月議会で科学的スポーツ施設等省エネルギー対策や節水を施した環境低負荷型建物、エコケアビルを結合した仮称インテリジェントエコハウスを特色ある施設として新設してはどうかを質問いたしました。1点目ですが、仮称インテリジェントエコハウスとケーブルテレビを融合させ、

質問 1 の高速データ伝送サービス、これは具体的にはテレビ会議等利用できます。それから学校間情報ネットワーク、各学校を結んで情報を流す、それから 9 番目のパソコン通信、これはパソコン教育等でも利用できます。それから 10 番目のビデオ・オン・デマンド、これは映像情報などの情報を結びつけ、新たなサービスの提供を考えてはどうか問います。2 点目は、町内のスポーツをケーブルテレビで放映し、見ても楽しめる生涯スポーツの振興を図ってはどうか問います。3 点目は、この情報を統括する仮称スポーツ振興情報センターを設置してはどうか問います。

次に 4 点目ですが、電子自治会についてお尋ねします。地方分権が言われている中、地方自治の進め方や自治会のあり方など特色あるまちづくりが問われています。1 点目は、質問 1 の先ほど申しましたテレビ会議、それから映像のデータベース、そういったものを利用し、各自治会の行事やイベントなどケーブルテレビで放映を行ったり、安価なケーブルテレビ電話やテレビ電話などで意見を聞いたり、コミュニケーションを図ったり、自治会活動の充実を図るとともに各自治会間の連携を深め、地域に密着した新たに特色ある電子自治会を進めてはどうか問います。2 点目は、47 自治会の情報を統括するためにも仮称電子自治会情報センターを具体的に設置してはどうか問います。

5 つ目の質問ですが、高齢者生活情報支援システムについてお尋ねいたします。ケーブルテレビの利用例として、頑張るお年寄り見守りネットシステムが広島でもモデル的に実施されています。高齢者生活情報支援システムには、自宅内の行動の見守りと離れた家庭などの見守りがあります。具体的に示しますと、自宅内の行動の見守りとして自宅に各センサーを設置し、自宅内の生活情報、起床、就寝やトイレ、入浴など見守り、家族へ送信するものです。これらは、室内においては無線で利用するということです。

それから離れた家族などの見守りとして、情報センターにおいて高齢者の日常の生活情報をデータベースに蓄積して管理します。宅内での異常及び日常行動と違ったパターンが認められた場合は、あらかじめ取り決められた緊急連絡先へ、音声とメールで自動的に連絡するものです。離れた家庭への情報は、インターネット回線とか PHS などの公衆回線を利用して提供します。以上の見守りの方法があります。1 点目は、町としても高齢者の見守り方法を調査、研究し、ケーブルテレビを利用した高齢者生活情報支援システムを導入してはどうか問います。2 点目は、高齢化が進む中、具体的に仮称見守り情報センターなどを設置してはどうか問います。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問の地域情報化とケーブルテレビについての質問にお答えをいたします。

まず1点目の、地域情報化に対応するシステム実現のための検討委員会等の設置についてでございますが、住民の方々への情報提供はインターネットを基本にこれまで進めてきております。しかし、その内容の充実は大きな課題であることから、庁内に助役を本部長とし、各部長等で構成する本部会と各課長で構成する幹事会及び推進ワーキンググループで構成する情報技術活用推進委員会を設置して、いろいろ検討しているところでございます。したがって、ご指摘の件につきましては、新たな組織をつくることは考えておりません。

次に2点目の、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の活用につきましては、ご指摘のように緊急情報や福祉情報あるいは文化、教養情報等多様な情報の提供が可能となります。しかし、行政情報の提供は、基本的にはインターネットの活用により行うこととしており、ケーブルテレビにつきましては、これまでお答えしておりますように民間で整備されるべきものと考えております。

次に3点目の、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を導入して、いろいろなサービスを提供してはとのご質問でございますが、ケーブルテレビが整備されれば、ご指摘のようなサービスの提供が可能になると考えております。しかしながら、ケーブルテレビ整備についての民間の具体の動きが見えない現状では、近々のうちにケーブルテレビが整備されるということにはならないと思っております。

第4点目のケーブルテレビの導入について、行政もしくは第3セクターで運営を検討してはとのお尋ねでございますが、民間から基盤整備費や維持管理費、運営費あるいは事業採算の見通しについて具体の提案があれば、第3セクターへの町の参画が可能かどうかについて検討してまいりたいと考えております。

なお、次に文化振興について、スポーツ振興について、電子自治会について及び高齢者生活情報支援システムのご質問をいただいておりますが、これらのうち、ケーブルテレビの導入を前提としているものにつきまして、ここであわせてお答えをさせていただきますと、ご提案の施策につきましては、民間ケーブルテレビの整備が具体の動きとなった時点で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、西国街道の電線の地中化についてのご質問にお答えいたします。西国街道の電線の地中化につきましては、構想としては町並み保存とあわせて検討する必要があります。

あると考えますが、現時点では県道として主要な道路交通網の役割を担っており、現状では難しいと考えております。将来、連続立体交差事業が完成し、関連側道が完成し、振り替え可能になった時点で具体的な計画に取り組むべきであると考えております。

続きまして、仮称インテリジェントエコハウスとケーブルテレビを融合し、新たなサービスをとのご質問でございますが、新たな公共施設にどのような機能を持たせるのかにつきましては、今後、住民の皆さんの意見を踏まえながら検討することとしております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）それでは再質問をいたします。地方分権や地方自治のあり方など問われる昨今であります。道路等に関しては公共施設として理解されて、整備は実際進んでおります。今、提案したケーブルテレビに関しても、これは情報の道路だと、こういう認識で、公共の施設としてやっぱりサービスを行っていかねばならないんじゃないかというふうに考えます。その点を踏まえて、もう一度お考えを聞きたいというのが第1番目です。

それからもう1つは、海田町の今置かれている立場といたしまして、よく使われる言葉に交通の要衝という言葉がよく使われております。これにもじるわけではないんですが、情報の要衝という形で新しいまちづくりを今後展開してはどうかと考えて、このような質問も出させてもらっておるわけです。その点に関してのご質問を再度してみたいと思います。これが2点目です。

それから3点目は、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業というのは、先ほど申しましたようにおおむね2分の1の国、県の補助がおりてきまして、概算であります。数億円程度の町の持ち出しによって、それが実現可能であると思います。このサービスの内容は、先ほど13点ほど申しましたが、非常に意義深いものがあると思います。今、いろいろ一般質問等で出ておりますが、合併が各地で進められておりますが、そういった合併条件の中にこういったものがどんどんと織り込まれ、海田町だけが残されていく、またはその予算がとれなくなってしまうと、こういうふうな懸念が考えられると思いますので、早急にこういったものを進めていく必要があるのではないかと、特にこの近い未来にはブロードバンド社会、これが必ずやってくると思いますので、それらのことも考えていただいて、もう一度早急の企画、立案をすべきという質問に対してお答えをし

ていただきたいと思います。

それから4番目として、先ほど質問の2と3と4と5をくぐられて答弁されたんですが、現行として文化振興、それからスポーツ振興、それから電子自治会、それから高齢者生活情報支援システム等に関しても、ケーブルテレビだけではなくインターネット等でも現行で利用可能だと、こう考えます。クオリティーの問題ですね、要するに質的な問題というのはあまり望めないかもわかりませんが、ケーブルテレビで情報、要するに映像等非常に皆さん理解しやすいような形で提供するようなシステムがケーブルテレビだと思います。それができないのならば、それに向けた例えば現行のインターネットでの活用というふうなことも考えてよいのではないかということで、おのこの文化振興、それからスポーツ振興、電子自治会、高齢者生活情報支援システムに関して、現行のインターネットを使って利用はどうかという質問を合計7つほど再質問させていただきます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）まず再質問1点目の、公共の施設としてサービスを提供すべきであるということのご質問でございますが、先ほどから申し上げましたように、現時点ではそういった確かに情報提供の大切さというのはございますけれども、現時点では企業あるいは住民の方々等からそういった要望が出ていないというふうなことが一つにはあるんだろうと、それからそこらあたりでそういった動向を見ながら、今後判断をしていく必要があるかと思っております。

それから、新たなまちづくりの視点でということでございますけれども、これにつきましても、やはりそういう住民の方々の要望なり企業の要望といったふうなものがなかなか盛り上がってこないと、そういうふうなことの視点でのまちづくりというのは難しいのではなかろうかというふうに考えております。

それから、新世代地域ケーブルテレビについて、数億円の持ち出しで可能というお話でございましたが、その数億円の根拠が定かではございませんけれども、合併の条件の中というお話もございましたが、今現在町の周辺でケーブルテレビをやっておられるところにつきましては、これも広島市の方も出資をしておられまして、第3セクターでやっておられるところでございますから、もし仮に合併ということになれば、それは広島市の方がそういうところに要請をされて、事業が可能になってくるのではないかとこのように考えております。

それから、文化財につきましては、先ほどから申し上げておりますケーブルテレビの整備については民間が基本ということで、文化財につきましては現在西国街道のマップ、そういう文化財等についてはふるさと館のホームページに載せて、そういう映像等でご紹介をしておるところでございます。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）ご指摘の電子自治会についてお答えいたします。

ご提案の電子自治会もまちづくりの1つの施策と考えておりますが、自治会にはそれぞれ地域性等もあり、活動内容も多種多様でございますので、現段階での電子自治会の推進等につきましては、環境整備等まだまだ整備すべき事業がたくさんあります。しかし、自治会のIT化につきましては、国の進める日本型IT社会の実現の施策と関連もありますので関心を持っております。今後の動向を見守りたいと思っております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）現行では、なかなか住民の方々の要求等も少ないんじゃないかというふうに言われてきているんですが、大きな流れとしては、こういった流れは確実に来ていると思います。それで、特に政府は、2003年に向けて世界最高水準の電子政府の実現を目指しております。地方公共団体のすべての電子化に向けてのスケジュールが進んで、来年の4月には背番号制の、番号制ですね、こういったものも具体化してきております。海田町も総合行政ネットワークが進められておる中で、このような背景の中で、やはり情報の量、それから質のさらなる向上が求められてくると思います。特に、財政支援が受けられるチャンスを逃したんではまずいんじゃないかと、必要不可欠な高速データ通信網の早急な整備を進めるべきと考えます。再度、しつこいようなんですがご質問させてもらいますが、もう一度お答えをさせていただきたいということと、もう一つは、町長が今言われておりますね、広島市との任意協議会の設置というのを言われておりますが、その任意協議会の事項としての検討はどうかというこの2点をもう一度再々質問させていただきます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）ケーブルテレビの整備について、国の財政支援が受けられる時期にというお話でございますが、これは先ほど来お答え申し上げますように、やはりそういう時期が来ないとなかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。それからもう一つ、任意協議会の場での事項ということでございますけれども、これにつき

ましては、そういうふうな海田町としての考えがあるというふうなことについては、広島市の方に伝えてはいきたいとは思っております。

○議長（河野）暫時休憩をします。10時20分まで。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

9番、宮坂君。

○9番（宮坂）9番、宮坂です。1点のみ質問しますのでお願いします。

ひまわり大橋の有効利用ということで今回質問させていただきますが、この問題についてはこれまでも多くの議員が一般質問をしてきました。それに対して、一向に活用のマニュアルというのができておりません。橋上で物品を販売したりイベントを行おうとしても、役場に行って、警察へ行って、また役場に帰ってきても、それでも許可がおりないということがよくあります。ひまわり大橋のパフレットには、例えば方位盤の説明のところには、「この広場ではイベント時に仮設のステージをつくることができます」と明記してありますが、果たして大橋の完成後に、この場所でステージをつくってのイベントが何回行われたことがあるのでしょうか。また、橋上での物品販売などのイベントは今までに何回行われたのか尋ねてみます。

次に、具体的に聞いてみますが、これから夏場にかけて橋の上での夕涼みはとても気持ちのいいものであります。ひまわり大橋の上で、それこそステージをつくって軽音楽を聞きながらのオープンカフェを開こうといった場合、どのような手続をとったらよいのでしょうか。また、その前提としてこのようなイベントは可能なのかお尋ねします。

以上、お願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ひまわり大橋の有効利用について、宮坂議員ご質問でございますので答弁いたします。まず1点目、これまでのイベントの利用回数はフェスタひまわり等で15回でございます。2点目の利用の手続ですが、ご承知のとおり、ひまわり大橋は道路として位置づけられており、道路を占用しようとする場合、まず道路管理者に許可を受ける必要があります。

次に本町としましては、その申請に基づき、道路交通法上の道路使用の許可権限が警察署長にあることから、通行の支障の問題などを含め、事前に警察と協議を行い、協議が整えば町が占用の許可を出し、警察がこれに基づく道路使用の許可を出して、実際の使用が可能ということになります。

次に３点目の利用可能な範囲ですが、道路法に許可できる工作物等の範囲について掲げられており、これに合えば占用許可が出せますが、先ほど申し上げたとおり、警察との事前協議の中で、通行の支障の問題などクリアされた場合の占用許可ということになります。本町としては町の活性化を目的として建設したものであり、オープンカフェなど幅広く利用していただけるよう警察との事前協議に当たりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（河野）宮坂君。

○９番（宮坂）具体的な答弁が欲しかったんですけど、どうしてもそういった答弁しか出ないんですかね。これ、直近では約１年前に斎木議員が同じような質問をされて、そのときの答弁、確か交通の支障にさわる程度なら町民の方にやっていただきたいという答弁があったと思うんですよ。そういった面から全然１歩も進んでいないというか、まずマニュアルをつくってあげないと、あそこの橋の上で何かをしたいなと思っている方、結構いらっしゃるんですね。これ、町民に限らず町外の方からも、あそこの橋で何かやりたいねという声は聞くんです。そういった声を聞いたところ、最初の質問でも言いましたけども、役場に行って、警察に行って、道路管理者、これ、多分町長だと思うんですけども、町長の許可を得て、今度警察へ行って、その使用許可が警察があって、その許可を得れば町がまた許可をするという答弁だったと思うんですけども、そういった流れは、反対に、町へ来れば町と一緒に考えてあげて警察までもやってあげるよとか、そういったふうにしていないとやりたくてもできないですよ。この橋をつくった当初の目的というのが町のシンボルでつくって、町の活性化で、イメージとしては橋上公園、この上で何でもできる公園であるというふうなイメージで、コンセプトでつくられたと思うんですよ。それが約１０年たって、使った回数がフェスタひまわり等のイベント１５回。何のためにつくったのかと改めて思うし、町民からも声が出て当然だと思うんですよ。

具体的に、オープンカフェをやろうとしたらどういった内容になるかといった部分でも、答弁では具体的な答弁が来ておりません。いすの数が何個かというのを協議しなきゃいけないとかいうことがあったと思うんですけども、せっかく約１０億円つくって、１０

年前、この橋を、それこそ町長、当時言われた町のシンボルとして盛り上げていこうとする町民がいらっしゃるのに使えないという実態をどう考えているのかと、これは例えばこれができるときは南口の区画整理、これができあがったときに初めてこの橋の意味がなされるんだという説明もあったと思います。現状では、この区画整理ができたころにはこのひまわり大橋、大規模改修をしなきゃいけないような状況になるんじゃないかと思っているんです。

それをそれまでの間、何とか盛り上げようとする町民の意向を酌まずに、そこからまた何かをしようとしている、活用の方法のマニュアルをつくってくれと幾ら町民から、議会の方からも声があってもつくろうとしない、その姿勢が僕は非常に問題があるというか問われるんじゃないかと思うんですよ。そんなことがあるから、今年なんかフェスタひまわり、ひまわり大橋の上でできないでしょう。そういったことが出るんです。議会の方からも町民の方からも、この橋の上でできないんだったらやめてしまえという声も実際出てくるんですよ。この橋の本当の意味を、目的を思ったら、もっと町民にわかりやすく使いやすい、そういったマニュアルをどうしてもつくってあげる、特にもう2年後に町長、どうなるかわからないけども合併するという方向にいくんだったら、それこそ今の町のうちにつくっておかないとこれ、できませんよ、絶対。そののところでもう1回、まず最終的にはマニュアルをつくるかどうか、それから町の方でそういった方向があるか、もう1点、町民の方からできないんであれば、反対に町の方から率先していろんな事業をやってもどうかと思うんですけども、その辺も含めてお願いします。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（因幡） マニュアルと申しまして、先ほど説明しましたように、手続きは町と警察とという両方にかかわっておるわけなんです、住民の方がもしお出でになれば、一応手続手順といいますか、そういうものは掲げたものはつくりたいと思います。それから、申し込まれた方が、本人が警察の方へ行っただ、こうだというふうなことで制約を受けるようなことが予想されますので、橋の上の利用については町の方が協議を行って、できるだけ利用できる状態を警察の方にお問い合わせをしていきたいというふうに考えております。それから、今後の橋の上の、町が行事をやったらどうかということについても、関係課とそういうものが取り組める状態であれば、関係課と協議しながら考えていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（河野） 10番、崎本君。

○10番（崎本）10番、崎本でございます。3点ほどちょっとお伺いいたします。町の行政についてですが、町の行政は慎重に考え、将来を思って考えて実行しなければいけないと思いますが、3点だけについてお願いいたします。

部長制度を廃止して、今度の4月の人事異動で参事または部長制になっていますが、これはどういう意味で、また部長制度を復活し、その上に参事制度まで置かれたか、これを問うものでございます。

第2番目に、串掛林道の埋め立てです。このたび業者の方が逮捕されていますが、海田町の埋立地の中にある里道などはもとのとおり整備されているか、それを問うものでございます。

3番目に、国の法改正で、今まで宅地建設許可の窓口が県から海田町が窓口になっていましたが、私の聞くとによりますと、法改正で開発事業等海田町を通さず、直接国土交通省が認可した業者が書類を提出したら、県に書類を提出したら、海田町も県も許可はなしにできると聞いていますが、どのような規模で、どのような基準で改正されて、海田町はどのような考えでおられるか問うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の本町の行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の参事制についてでございますが、参事という職は従来から設けておりまして、部長の相当職として、上司の命を受け、重要な事務を掌理するという職務を有するものでございます。また、この参事という職は必要に応じて設けることとなっております。参事を置く理由といたしましては、多様化する行政需要に柔軟に対応するためのものでございますので、ご指摘のような組織として参事制をとっているのではなく、あくまでも部長の相当職として機能をさせるものでございます。

次に、2点目の里道管理についてでございますが、ご承知のように里道は国土交通省所管の国有財産でございまして、旧来より慣習的に利用していた道路法に基づかない財産、法定外公共物として位置づけられております。この管理につきましては、積極的な管理と消極的な管理がございます。町で積極的に管理しております里道は、住民生活の実態に合わせ、恒常的に利用している里道について、里道が崩れたり穴があいたりして通行できなくなった場合に修理し、現状に復することが主な管理内容でございます。

また、山林部にある里道につきましては、利用者も少ないため、消極管理になっています。

るものでございます。ご指摘の串掛林道沿いの残土埋め立ての件でございますが、林道沿いの土地の所有者の方が業者と契約し、残土を埋め立て、理道も埋め立てた結果、理道の通行ができなくなったものでございます。町といたしましては、原因者負担を原則として、地権者の方々に現状復旧を指導してまいりましたが、いまだ解決いたしておりません。今後も引き続き指導してまいりたいと考えております。

第3点目の法律の改正についてでございますが、開発事業に伴う法律改正については、市街化調整区域内の建築制限等の改正はございましたが、窓口関係の改正はございません。建築基準法につきましては、平成10年6月12日に改正されております。主な改正の内容は、国土交通大臣または県知事の認可を受けた公正中立な民間機関である指定確認検査機関でも建築確認済証の交付を行うことができるようになったことでございます。

したがって、この場合には町を窓口としての確認申請はなされず、建築主が直接指定確認検査機関に申請することになります。建築確認済証につきましても、指定確認検査機関から交付されることとなります。なお、現在、広島県内には国土交通大臣の認可を受けた機関が1社、広島県知事の認可を受けた機関が1社の計2社でございます。

複数の県にまたがるときは国土交通大臣が認可し、広島県内のみの場合には広島県知事が認可をしております。いずれの場合も、その規模や能力によって認可できる延床面積が決められております。国土交通大臣が認可した機関につきましては面積の制限はなく、広島県知事が認可した機関につきましては延床面積が500平米以内の建築物となっております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） 今町長、ちょっと言われましたが、参事制度は以前からあったと、参事制度は、それは4年先やっても5年先やっても以前は以前ですが、私が議員になってから部長制度を廃止して参事制度にされましたよ。それを私は言うちょるんですよ。池の本君、そうですね、部長制度を廃止してなぜやるか、参事制度にどうしてやるか言ったら、部長を制度をやめて、そしたら課長決済で参事に行って、すぐ業務がスムーズにできて早くできると、だから部長制度を廃止して参事制度にやりますと言われましたよ。課長決済で済むから業務がスムーズに早くできると、だから部長制度は廃止しますと、そういう説明じゃったんじゃないですか。町長、そうでしょう。それで部長制度を廃止されたんじゃないですか。今度はそれをまた部長制度を復活させて、参事まで置いて、これは部長制度を廃止されたときと全然根拠が違うんじゃないですか。その根拠はど

ここにあるか、それを問うちよるんですよ。ええかげんなことを言うちゃ困りますよ。町長は合併のことばかり気にかかっちゃるんじゃないんじやか、ちゃんと質問に答えなさいや。再々質問がないようにちゃんと答えなさいよ。

2番目、串掛林道の埋め立てでございますが、また梅雨に入りますよ。町長の施政方針でも、梅雨に入るから災害が起きるようなところは重点的にちゃんと整備しますと施政方針で言われましたが、今の残土置き場で、これが問題化したときに広大の教授にうん百万払うて、処置はどうしたらええか、海田町が錢を出して委託されましたよ。どういう処置をしたら危険じゃないか、どういう処置をしなければいけないか。

それが今になって民間の責任じゃ、民間の責任じゃと言われますが、民間の責任じゃったら何で町が錢を出して二百何万も、何か工事の、委託と言うたら設計、どういうふうにしたら安全委託か、までして、町が金を出してなぜされましたか、民間の土地やったら。町が金を出して、こういうふうにせないけん工事の内容を示されたら、町が責任を持ってそういう計上というか、せねばいけないでしょうが、責任を持って。どう思われますか。民間のものじゃから民間の責任じゃ、言われるんなら、何で町が委託までして、広大の教授にまで委託して、お金を出して何でしたんですか、その根拠は。危ないからしたんでしょう。危ないからやったなら、ちゃっと業者にでも責任を持たせて、地権者でも責任を持たせて、何で指導されんですか、何でこの業者にでもですね。里道が埋め立てられて、なくなって被害を受けたなら、何で警察に被害届を出しておらんですか。海田町、こうこう困っちゃるから、被害届ぐらい出したらどうですか。根本がないないでしょうが。言われてから何年もほって、こういう事態が、私が言わんかったらずっとほったらかしですよ。言わな、ずっとほったらかしでしょう。そういう行政でいいんですか。

それから埋め立てた後、地権者に断ってやられたかどうか知りませんが、車が自由に入るようにしてあるから、また残土がいっぱい捨ててあるでしょうが。工事をした後は残土でも捨てんようにちゃっと確保するのが行政のやり方じゃないんですか。また、地権者の土地やから知らんと、使うだけ使うたら知らんのですか。もうちょっと責任を持って行政というものはやらなだめでしょう、わかります。再々質問が要らんように。

それから、国の制度が改正されたからと言うてですよね、それじゃ国土交通省、県が認可した業者が海田町抜きで勝手にものを建てて、法律的にはいいかわかりません。海田町の町長をはじめもとの助役は、法律に違反せんかったら何してもええ言われるけん、

それは法律に違反せんかったら何してもいいと前の助役が言われたんじゃないですか。

執行権は町長にありますから町長にちょっと聞きますが、これは国土交通省が、東京に本社があって、広島に支店があって、東京から来て、海田町も何にもわからんのに、地図とあれだけで、「はい、ここに何建てます」といって作成して、海田町の本当は町民が目をかけたら、どういう対処をしたらいいんですか。それは法律に違反していないんですよ。東京から来て、海田町の何にもわからん業者が図面、作成して、海田町はもう抜きですよ。県に提出して、県も提出だけです、書類がおうとったら県も調査するあれないんですから、国土交通省の認可はもうちょりますから。ほんじゃ、好き勝手にものを建てられて住民はどうすりゃええか、ちょっとそこを町長に。現に困った場合は、住民はどこが窓口でどこへ訴えたらいいか。「それじゃ裁判所へ訴え」とか、「うちは知らんよ、海田町は窓口じゃないから」と言われるか、どういうふうに対処したらええかをお願いします。先の２点は再々質問ないようにお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）議員ご質問の１点目、参事職を置いておくことについてでございますが、平成12年９月、機構改革によりまして、部長制を引かせていただいたことは皆さんご承知のとおりでございます、その部長を中心としたライン組織をもって、現在の組織は構成されております。ライン組織と申しますと、同じ内容の職務を数段層に分けた組織でございます、経営管理組織の中でも最も基本的な組織でございます、直系組織とも呼ばれております。いろいろな組織を……。

（「直系組織、何で反対したんよ、じゃ、やめたのか。そこを聞いちょうが。部長制度を廃止した、直系組織を廃止した理由は何かいうて聞いちょうが。何で廃止したのかという。廃止したものを何で復活したのかと聞いちょうの、だれがそんな部長制度がどうのこうのいうて聞いちょうるか。質問にちゃんと、再質問をせんように答えや言うちょうるんが」と呼ぶ者あり）

○総務課長（久保）ですから、現在、引いておりますのが部長制度でございます、今……。

（「部長制度は廃止したろうが。廃止したろうが、２年前に。それで参事制度に変えたらうが。もう１回出すことはない。あんたらがやったことじゃけん、趣旨はわかっちゃろうが」と呼ぶ者あり）

○総務課長（久保）部長制を廃止して参事制を導入した経緯でございますが、今議員もご

指摘されましたとおり、機構改革等々の考え方によりまして、いろいろな事務手続が敏速、スムーズに、早く動くということで参事制を導入いたしました。しかしながら、先ほども申しましたように、9月の定例議会におきまして、機構改革を行いまして部長制に戻すという経緯がございました。そういう中で、いろいろそういう目的を持ってなした参事制というものも、いろいろ実際に運営してまいりますと、なかなか思ったように運営がいかなかった部分も一部出てきたということでございまして、そういうことで部長制を引かせていただいたという経緯がございます。

今回のご質問、参事制を、またここへ参事を出しておるじゃないかということでございまして、その参事については、これまで参事制を引かせていただいたものとは全く異なるものでございまして、ポストとして、スタッフ職としての参事を現在置かせていただいておりますと、この参事というポストについては、これまでもずっとポストとして置いておるというご答弁を申し上げたものでございます。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）串掛林道のご質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに、これまでの経過を振り返って見ますと、ご指摘されておりますように未解決の問題が多々あるようでございます。それでこの問題の解決につきましては、地権者の方々との相談、さらには里道の現権者であります国と協議をし、今後の対応を定めてまいりたいというふうに考えます。

それから、現況等につきましても、現場に伺いまして確認をさせていただいておりますが、現況に回復するのが一番よい方策とは思いますが、現状で考えますと、かなりの金額がかかってくるというような状況もございます。そうした中で、里道のつけかえなりなんなりと、こういったようなことも住民の皆さんに提案しながら検討をしてまいりたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）先ほどの第1点目の問題でございますけれども、法的に町には権限がないんだから何が起きても関係ないと、こういうような問題では私はないと思います。当然、法律的なものはありますけれども、実際にそのことにおいて町民が迷惑をこうむられるとか、あるいは例えば井戸水がかれるじゃないとか、いろんなことが起きることがあるような場合、当然、町も一緒になって施工者またはその事業主に対して、そういうふうなことについては、一緒にそれは申し入れをしたり改善をお願いしたりとこういうこ

とになろうかと思います。法律的なことについては先ほど申し上げたとおりです。そういう状況でございます。町もそれだからもう何が起きても関係ないというつもりはございません。当然、町民のお困りになることについては、一緒にそのことの解決に向けて努力していくことは当然であろうとこういうように思っております。以上でございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）1、2番のは全然答弁になっていませんよ。機構改革、機構改革、機構改革は何のためにありますか。機構改革というそのものの意味、重視しておられんのではないですか。執行部が機構改革をやる言うたら、町民のためにどんだけサービスができるか、よりよい行政ができるか、それが機構改革じゃないんですか。2年前に機構改革をやって、部長制を廃止して参事を導入して、それが都合が悪いからまた機構改革をやって、今度は部長と参事と両方やるじゃ、そういう考えの問題じゃないでしょう。ええですか。2年前に部長制を廃止したときには、部長制を復活は絶対しない、言うてありますよ。議事録に残っておりますよ。議事録、残っていますよ。それを機構改革して2年もたたないうちに、また部長を復活させて何が参事がポストですか。ホストかポストか知らんのじゃが、わしもはっきりわからんのだが、それは部長をホストするならホスト、ポストをポストで置いちょくんならポスト、どっちでもとられるんじゃが、ホストかポストかわからんのじゃが、だんだん、だんだん、参事のポストは減らすんじゃない、おらんようになっちゃって、だんだん少のうなっていく。少のうなっていったらなしにする、廃止にしているんですか。そういう問題じゃないでしょうが。2年前言われたことは議事録も残っています、町長、復活しない、言うて宣言しておられるのが、なぜまたやるんですか。2年前に、今の機構改革のときに、池の本さん、あんた言われた、わし、よう言うちよるでしょう、これも残っていますよ。部長制度を課長決済にしたら業務がスムーズにいくと、そんだけコストが早く済むと言われたことは確かでしょうが。頭はこうやるんじゃないんですよ、そうでしょうが。それをまた部長制度は復活しない、そのときにきしっと言うとってですよ。それじゃまた都合が悪いから部長制度をして、そのあげくは参事を下げることはいかんから、ほいじゃ、ホストかポストか知らんが置いたと、そういう考えがまかり通りますか。今の財政難の中、民間企業はこんだけ苦勞しているときに、そういうええかげんなことが言われますか。よく考えて物事を言いなさいや。

それから2番目の答弁も全然なっていないでしょうが。広大へ向けて200万か300万か

かけて、どういうふうにしたら安全か、設計まで出して、そんじゃ地主なら地主にちゃんとしなさいと言われるですか。議会で取り上げたらそのときにだけ言うて、それじゃ1カ月に1回なり地主へこうこうこうしなさい、ああしなさい、こうしなさいというて指導しておられますか。全然していないでしょうが。そこを私が言うんですよ。言う者がおらんかったら全然それは手をつけていないでしょう。そうじゃないですか。里道を埋め立てられて、それは民間のあれやったら、民間にも責任があるから、里道を当てるのも責任があるから、あんたらがきしっと責任を持って、町が指導しますから里道は里道でちゃんとしてくださいと何でそこまで言わん、指導せんのですか。そこを私が言うんでしょうが。議会で取り上げたらその場限りで、ほいじゃそういう指導はします、言うて、指導1回したら終わりでしょうが。そうじゃないですか。剣道でも柔道でも3回ぐらい指導しますよ。海田町の指導は1回ですよ。よく考えてみなさいや。じゃないんですか。

それから、私が言うのに現地に行ってみなさいや。砂がたまったら堰堤の役目をせんから堰堤の砂を撤去してください、言うて撤去してもろうたはいいんですが、その埋め立てを利用して撤去して、ほんじゃそこに車が入らんようにすればええのに、広場をつくってやって、いっぱいごみをまた捨てちよるじゃないですか。そういう分も車が入っちゃいけないから入らんように、入り口に土のうないと盛って、きちっと入らんように指導もしていないし、ようそれで検査のときに検査官が行って検査を通されましたね。将来、これはどういうふうになるかわからんと、将来までちゃんと指導しなさいや。どうですか。捨てちゃいけない、捨てちゃいけない、言うて看板立てるばかりが能じゃないんですよ。だれが捨てたか調べてみて、それを私が言うでしょうが、ちゃんと被害届も出したら、当時、里道が埋め立てられて、町はこんだけ被害をこうむっちゃるから、被害届もきちっと出してやっとなら、民間の土地やったら民間の人もこれは何とかせないけんと思われるでしょうが。口で1回言ったら3年も4年も行かん、だれかが一般質問を出すまではほっとく、そういう行政はだめでしょうが。

大体わしが言うんですが、今の参事制度やどうのこうの言うて、久保さん、あんた、この間総務部の課長か何かなって来られて、偉そうに偉そうに答弁したってだめでしょうが。あんた、建設課おって、4月に総務に入って、人事のことで文句を垂れてもだめでしょうが。よう調べてからあなた、答弁しているんですか。機構改革で、何が機構改革ですか。2年もたたんうちに機構改革で、部長制度があるのはだれでも知っちゃる、

ばかでも知っちゃるわい。その部長制度を2年前、部長制度ではいけんから、スムーズに業務がならんから廃止して、課長決済で参事制度にされたんでしょうが。それで、それじゃいけんからそのときは部長復活をまたするんじゃないかと、部長復活は絶対しないと言うちょってですよ。それを今度9月にどうのこうの、やったじゃやらんじゃ言うて復活させとってよ、これ、参事がどうのこうの、参事はポストじゃけん、今度は部長も参事も置いて何が機構改革ですか。町長、何が機構改革か、もう口がだるいんじゃけん、答弁してくれ。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）組織の関係につきましてでございますけれども、確かに参事制度を引いた時代もありますし、今も参事は残っております。部長制度を廃止したとこういうことでございますが、やはり仕事を進めていく中で、いろんな考えの中で、できるだけ早くスムーズな仕事を責任持つてできるようにということで、そういう時期もございましたけれども、部制をまた復活するにつきましても、これは当然また議会のご承認をいただいてやっておることでございます。そのときに、今言われる絶対に部制は復活しないと言ったことがどうなのか、ちょっと私も確認しておりませんが、いずれにしても部制をまた引くことにおいては、議会の承認をいただいて組織を定めておるわけでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

（「町長ね、2年もたたんうちに機構改革、機構改革言うて行ったり戻したりするのは法律に違反しよらんのだが、そういう考えで行政をやっているのは……」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）答弁。勝手にしゃべらんでください。答弁は。建設部長。

○建設部長（池の本）串掛林道でございますが、確かに先ほどもお答えしましたとおり、ご指摘のとおり、未解決の問題が多々ございます。これの解決につきましては地権者の方、さらに現権者であります国と協議し、今後解決を図っていきたいというふうに考えます。

○議長（河野）8番、西山君。

○8番（西山）8番、西山です。3点について質問いたします。

まず1点目、ユニバーサルデザインの取り組みについて。広島県は安全で安心できる暮らしを現実のものにするには、高齢者も若年者も男性も女性も障害のある方もない人も外国の人も、すべての人を対象としたまちづくり、ものづくり、仕組みづくりを行う

ことが重要であるという考え方に基づいて、「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」を策定をいたしました。その中に、市町村に対しては、その区域内のユニバーサルデザインを推進する施策を主体的、積極的に実施することが期待されるとありますが、町はどのようにこのユニバーサルデザインのまちづくりに取り組まれる計画でしょうか。

2、公共施設等の整備について。①PFI法が平成11年7月に成立し、平成12年には基本方針が、平成13年にはガイドラインが国において公表されました。また、県においても、広島県におけるPFI導入のための指針が策定されました。町が今後予定しております施設整備に、このPFI法を導入するお考えはないでしょうか。この点につきましては今まで過去にも数回質問しておりますが、まだ建設には至っておりません。②近年、小学校建設に対し、図書館、公民館等を併設するという公共複合施設が多くの地域で完成しておりますが、町におきましても、小・中学校の建替え計画の中に公共複合施設として建替えるお考えはないでしょうか。

3、郵便局における地方公共団体事務の実施について。民営化の波に揺れる郵政事業ですが、昨年12月に郵政官署法が施行され、我が町におきましても、廃棄物等の不法投棄に関する情報提供が平成14年4月からスタートいたしました。今後、サービスメニューの中の実施を計画をされていますでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西山議員ご質問の1点目、2点目の1番、3点目につきましては私から、2点目の2番につきましては教育委員会から答弁をいたします。

ユニバーサルデザインの取り組みについてのご質問にお答えいたします。これからのまちづくりの視点は、施設間の連続性を考慮した面にとらえる視点を加えることが重要で、これらを効果的に活用するためには、ハードの整備に合わせて、ソフト面の充実も一層進めていかなければならないと考えております。そこで町といたしましても、「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」に示された指針に沿って、できるところから整備、また、ユニバーサルデザインの考え方の浸透など総合的、計画的、かつ全町的に取り組んでいかなければいけないと考えており、指針のビジョンに掲げた安全で安心できる暮らしの実現に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設等の整備についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の、PFIの導入についてでございますが、PFIの導入は公共施設等の新たな整備手法の一つとして、行財政改革推進の観点からも、積極的に検討されるべきものであると考え

られております。P F I 導入の効果といたしましては、1 つには事業コストの削減、2 つには財政支出の平準化、3 には公共と民間の適切な役割分担に基づく新たな協力関係の構築、4 には民間の事業機会の創出による経済の活性化などが期待されてはおりますが、必ずしもその手法は確立されておらず、ノウハウの蓄積が十分とは言えません。そのため、県をはじめ他団体の動向を注視するとともに、これからの厳しい財政状況のもとで、低廉でより良質な公共サービスの提供を行うため研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、郵便局における地方公共団体事務の実施についてのご質問にお答えをいたします。ご指摘のとおり、平成13年12月1日に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体の事務の一部を郵便局で取り扱うことができるようになり、本町でも平成14年3月1日より、海田郵便局による外務職員を活用した「廃棄物等の不法投棄に関する情報提供」の業務が開始されました。現在、他のサービスメニューについての実施計画はございませんが、このことは本町にとりましても有意義なものと考えており、今後につきましても郵便局から示されたサービスメニューを勘案し、住民の利便性、コスト面等を考慮し、検討してまいりたいと考えております。それでは2点目の2番につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）2点目についてお答えをいたします。ご指摘のとおり、学校の建替えに当たりまして、地域に開かれた学校づくり、あるいは土地の有効利用等の見地から、複合施設化が進められていることは十分承知をしておるところでございます。海田町におきましては、小・中学校の施設の整備について中長期的計画を立て、この中で海田小学校本館、海田東小学校本館及び海田中学校の北校舎、中校舎の建替えを検討しておるところでございます。学校の改築に当たりましては、地域に開かれた学校を念頭に置きまして、地域とつながりを持つための施設、あるいは設備を含んだ施設づくりを進めてまいりたいとこういうふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再質問いたします。まず1点目の、ユニバーサルデザインの取り組みなんですが、抽象的な質問をしておりますので仕方がない答弁だったと思うんですけど、現実、今回のフェスタひまわりの町の担当のメンバーが、階段を上ったところに顔付き

写真で提示されておりました。まさしくこれがユニバーサルデザインの一つの取り組みであると、私はちょっと感心したんですけど、ただ、字が小さくて、よく見ないと何が張ってあるかがわからない。もう少しフェスタひまわりの担当という大きい目次であれば、まさしくこれがユニバーサルデザインを一つやったということになると思うんです。

この県の施策をお読みになったと、県の推進指針をちゃんと取り寄せて調査、研究された答弁だと思うんですけども、その中の１点に「小学校や中学校など学校教育にユニバーサルデザインに関する学習機会を設けることが臨まれます」という、ちゃんと定義されているんですけども、その点について、教育委員会はどのように取り組むお考えなのか。

また、結局このユニバーサルデザインというのは、バリアフリーというのは障害のある方の障害を取り除くということですけど、ユニバーサルデザインということは、小さい方から高齢者までどんな人が、人に尋ねなくても目的地に行けるとかものが利用できるとか歩けるとかいう本当に安全で安心なまちづくりというところですから、すべてが入ってくるわけです。１点の今質問は、教育委員会として学校教育の中にこのユニバーサルデザインという考え方をどういった形で浸透されるか、教育をなされるかという１点。２点目は、去年までバリアフリー法案ができて、随分、歩道を整備をされてきておりますけども、まだまだ中途半端ですし、あのとき以来、本年度はあまり歩道の段差の工事はまだ行われていないようなんですけども、全町、本当に歩行者が高齢者の方が子どもさんを、昔で乳母車というんですか、引いて歩けるまちづくり、そういった観点からの町道の整備計画は立てていらっしゃるかどうか。立てていらっしゃらなかったら、今から立てる計画がとおりになるかどうかです。

また、角度を変えますと、今回、たまたま総合公園の行き場所をちょっと住民の方にお知らせしたいのでパンフレットを取り寄せましたら、裏に地図があったんですが、この地図だけを見ますと、どの道路を通ってどう行けば総合公園に、目的地に行けるかという地図ではございません。これを明確に、デザイン的なこともあるかもしれませんが、結局はこのパンフレットを見て地図を見れば、歩いてでも自転車でも車でも行けるという地図を描くのがこのユニバーサルデザインの一つの実行になるんじゃないかと思うんです。そうしてみますと、役場の職員さんのネームプレートも、高齢者の方が何か次に相談に来たいとき、「あの人、だれだったかね」じゃなくて大きい、今も結構自治体でも大きいネームプレートになっておりますけども、ネームプレートにして、住民の方が

その方とすぐ対面できるかどうか。今、言えばもう切りがありませんので、これは今からどう真剣に取り組んでいかれるか。インターネットで拾ってみますと、熊本県は随分進んでおりましたし、静岡県も随分これに取り組んだまちづくりを推進されておりました。広島県といたしましても、住民との一番接点のある市町村で、このユニバーサルデザインの発想のもので、まちづくりを推進してほしいという推進指針が出てきているわけですが、今の具体的な質問ともう一度、このユニバーサルデザインのまちづくりに町はどのように取り組んでいくのかという視点で質問いたします。

次、２点目のPFI法の公共施設建設の件ですけど、まだ定着をしておりません。今から研究段階だ、とんでもないことをございまして、広島県はもう県営住宅を建てる予定にしておりますし、広島県内でも取り組んでいるところもございます。全国で言えば、もう相当な数がこのPFI法で建設をしております。私、数年前からこれ、数度質問いたしました。そのときには皆さん、県が指針を出したにもかかわらず頭を掲げて、西山は何を言っているというような答弁でしたけど、今はこれが主流になっていく時代でございます。今から海田町、この２年、また数年、10年間にに向けて施設整備をしていく中で、もっと真剣にこのPFI法の手法での公共施設建設を考えていく気があるのかないのか。

３点目なんですけども、さっき小・中学校の建替えに伴って、土地利用の上から公共複合施設も考えていきますという答弁でしたけども、私は決してその視点だけでなく図書館、コンピュータ室等は、昼は児童、生徒が学習に使いますが、夜間は近隣の方の利用できる、随分コスト減になると私は考えて、今回ぜひ施策の中に取り入れていただきたいという思いで発言をしたわけですが、随分コスト的に無駄なことがなくなると私は試算をしているんですけど、その点からのお考えはどのように考えられていますでしょうか。

３点目の郵便局における地方公共団体事務の実施については、これ以上は現在のところ考えておりませんという答弁でしたけども、テレビで随分、湯来町が住民票、印鑑証明等ファックス機能で郵便局と役場とで実施を始めております。これは全国的にも今十数件、今年から実施をするようになっております。今、本当に郵便局も民間参入で、生き残るためには郵政局の残った部分で行政事務を拡大したいという思いが随分あられますけども、次に考えられるのは住民票等を、証明書の交付事務の取り扱いを実現のものにするかどうかなんですけど、郵便局のお考えもありますので、町だけで決めるわけにも

まいりませんけども、広島県におきましては湯来町で実施をしております事例がございます。その辺を郵便局との話し合いの中で検討されるお考えはないでしょうか。以上。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず1点目の、ユニバーサルデザイン等の教育を学校の方でどういうふうな形でやっていくかというご質問でございます。お恥ずかしい話ですがユニバーサルデザイン、新しい施策ということで、まだその知識が我々も十分でない点がございます。ただ、今のお話の中で考えてみますと、福祉社会づくりのノーマライゼーションと似たようなものであるというふうな、だれもが住みやすいまちづくりということであろうか、これが基本になったものではないかというふうな感じがいたします。こうしたことから考えますと、ソフト的には学校教育の中で、だれもが住みやすいまちづくりは生徒たちにいろんな教育の分野の中で、そういった教えも含めて教育をしておるというものでございます。ハード的には先ほど言いました施設改善の中で、今ご提案のユニバーサルデザイン等を考慮し、考えたようなハードを今後検討していく必要があろうかなというふうに考えております。

それから、小学校等建替え時での公共施設ということで、図書室あるいはコンピュータ室というご提案でございます。これは先ほど教育長がご答弁申しましたように、今後建替えていく中では、今ご提案の部分、特に図書室等が主体になってくるんではないかと思いますが、地域に開かれたと申しますのは、地域の方も一緒に使っていけるような配置あるいは構造、そういったことを考え合わせた建物をやっていくということでございます。今後、これにつきましては十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）ユニバーサルデザインの2点目でございます。

町道の整備計画は今年度策定する予定にしております。また、歩道につきまして、これは全町的にバリアフリー、さらにご指摘のユニバーサルデザインにも配慮したというような観点から整備を進めていく予定にしております。ちなみに、今年度は新開蟹原線でバリアフリー化を行う予定にしております。順次進めてまいる予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）P F I の導入についてでございますが、先ほどご指摘のとおり、私ど

もの方も県をはじめといたしまして、県内におきましても呉市、福山市等において、その導入の実施あるいは検討をされていることは承知しております。ただ、県におきましても、今回の県営住宅の建設は一つのモデルケースとして、これから次のステップに入るための一つのモデルとしたいというふうなことで、中国地方でも岡山県に次いで2例目というふうに聞いております。それで、県の先般のPFI導入のための指針が、書類をいただいておりますが、この中におきましても、基本的な考え方の中に現在の県内の事業の実績がなく、またノウハウが蓄積されていない上、導入可能性の検討段階や手続の過程において、建築などの技術面や財産管理あるいは契約、財政などの制度面で課題が多くあるため、PFI事業が定着するまでの間については、担当局と検討を進めてやっていこうというような基本的な推進体制を示しております。

それを受けまして、本町といたしましてもこのPFI導入については、いわゆる民間がやる場合と公共がやる場合との費用的な比較によって、民間がやる場合がより公共のサービスを提供できる、あるいは費用の削減ができるという場合がある場合が、このPFIの導入の基本的な考え方と思っております。それで、今後本町において、このようなPFIの対象事業施設ができるものがあるものがあれば、それについては研究等引き続きしていきたいと考えております。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）郵便局のサービスの利用でございますけど、行政サービスの方でより効率的に提供するという事で、郵便局とのサービスを利用することは非常に有効な手段と考えております。現在本町では、住民票等の証明については、郵便請求等また土曜・日曜の電話予約等いろいろとサービスを図っておるところでございますが、今後、このような郵便局のサービスがいろんなメニューがございますので、費用対効果、コスト面を考えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再々質問いたします。先ほど教育委員会の方からユニバーサルデザインというのはバリアフリー、ノーマライゼーションじゃないかということでしたけども、それよりもそれも包括をしたというのがこのユニバーサルデザインのとらえ方、まちづくりというふうに定義をされて、今推進をされております。現行の小・中学校で、もうこの学習は個々でしているということでしたけども、事例の中で、熊本市が40時間をかけてこのユニバーサルデザインの学習をしております。それは交流学习の中を当てはめた、

交流の学習の中で入れているんですけども、その効果として、その先生が言われているのに、「このユニバーサルデザインで生きる力につながる問題解決、学習を図っていききたい」。やっぱりこの学習をした結果、「随分人に優しくなったり、それを自然に行動に移したりする力、ともに学んでいこうという態度、こうあったらいいという提言をする力がつく。また、その人の立場に立って物事を見ていく力、集めた情報を整理し、人に伝えていく力などをつけていく」。とにかくこの学習をした結果、子どもたちに結果が出ているという情報なんですけども、今後学校の中で、総合学習の時間とかで、ユニバーサルデザインという言葉を確認にした上での教育をなさるかどうかなということなんです。今からこれ、まちづくりの骨子になっていく言葉だと思うんです、施策だと思うんです。その点、どのようにお考えでしょうか。

それと明解な質問で、今後、町の公共施設の地図をどのようにするのかという質問に対しての答弁がありませんでしたし、職員の名前を大きくして、皆様にわかりやすくしては、これもユニバーサルデザインの一つであるというふうに質問したんですけど、そのことに対して答弁がありませんでしたけど、お願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校教育の中にユニバーサルデザインという、それを前面に出した教育計画を盛り込む計画はないかということでございましょう。開かれた学校ということで、多くの方が学校に関心を持っていただくということ、さらには国際化の時代であって、幅広いところからの情報も提供いただきながら教育を進めていかなければならない。そのことによって生きる力が育っていくと、これはおっしゃるとおりでございまして、そういう基本的なソフト面のとらえ方というのはいたしております。現在、各学校の中に整備されておりますパソコン、インターネット等々もそういう幅広い情報を得るための一つの手段として活用しているところでございます。

そういう意味でいいますと、学校教育の中にこの考え方あるいはそういう手法は大いに導入されるべきでありましょうし、そういう方向としてはこれから考えていく必要があろうと。ただ、ユニバーサルデザインという言葉そのものを全面に出していくかどうか、これはあくまでも学校のテーマの取り方によるものでございますので、そのところは学校にゆだねたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）公共施設の案内図ですけれども、総合公園の案内図も、実はあり

ます。議員さんのお持ちになったのはパンフレットだけなんです、これを障害者のためにわかるように、実は大きな図面を既につくっておりまして、総合公園の案内の窓口のところにパンフレットとあわせて横に置いております。都市整備課についても置いております。ご質問のそういった案内図がない公共施設につきましては、今後そういった案内がわかるように、全体はあるにしても、個々のものがわかりやすく障害者の方にもわかるように、ユニバーサルデザインの考え方を踏襲していきたいというふうに考えております。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）職員の名札についてでございますが、地方自治体におきましても、いろいろ団体によって形式なりいろいろ違ってまいっております。また、民間においては写真を入れたものとかいろいろなものがございますが、より住民の方、お客様、そういうものの立場で、どういうものがいいかということを今後検討させていただきたいということをお願いいたします。

○議長（河野）1番、岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。5点お伺いいたします。よろしく願いをいたします。

まず、合併問題に関して。私は住民の意思ではなく、国や県の意向が中心となったこの合併には賛成をできません。先般の意見交換会では、合併の必要性として、地方分権の推進に対応しなければならない、住民の日常生活圏の拡大に応じた広域的な行政需要に対応しなければならない、少子・高齢化に対応しなければならない、厳しい財政状況に対応し、効率的な財政によって財政基盤を強化すると説明されました。そしてまた、効果も述べられました。これらはすべて市町村合併の期限を区切った論議で、国や県からの押しつけそのものであり、大型開発を効率的に進める体制をつくることや、住民サービスを切り捨てるねらいがあるものと思います。町長に全住民の意思を問う活動はどのように進められるのかをお尋ねをいたします。

2番目に、乳幼児医療費の助成制度の拡充についてお尋ねをいたします。3月の議会の質問に引き続き、子育て支援の一環として、乳幼児医療費の助成制度の就学前までの無料化について再びお尋ねをいたします。前回の質問で、就学前までの子どもたちへの医療費無料化の助成の試算をしていただきました。現行の医療費に加えて、新たに4,500万円の支出は、将来の海田町の発展にとってはなくてはならない投資ということは3月議会でも述べました。しかし、将来にわたって継続して支出されるということですから、

積極的な姿勢は示されませんでした。大変残念だという気持ちを持ちました。町長は子どもたちを安心して育てたいという親の願いを積極的に受けとめ、支援をしていただくことは重要な仕事だとも思いますがどう思われますか、お尋ねをいたします。

さて、児童手当の拡充で子育て支援に対応するということですが、児童手当は小額であり、病気の子ども全員が対象にはなっていないと思いますが、いかがでしょうか。ここで提案ですが、子どもの医療費無料化が無理ということになれば、乳幼児の入院に限り、就学前までの無料化をしてはどうでしょうか。4人家族の平均的な家庭により、所得が下回るのであれば無料にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、男女参画社会基本条例の制定についてお伺いします。広島県では広島県男女参画推進条例を制定し、平成14年4月1日から実施しています。海田町においても策定作業が行われていると思いますが、進捗状況はいかがでしょうか。庁内推進組織を3月に立ち上げるということでしたが、構成員や会合の状況はどのようになっているか、お尋ねをいたします。条例にあたっては、内部の調整で終わらせるのではなく、広く町民各層から意見を聞き、条例を形式的なものにするのではなく、実効力のあるべきものにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。そのためにも早くから町民に呼びかけ、意見を聞ける体制づくりを考えるべきだと思いますが、どのようでしょうか。

4番目に、JR海田市駅のエレベーター、エスカレーターの設置についてお伺いをいたします。海田市駅は橋上駅になっており、お年寄りや障害のある方は非常に利用しにくい構造になっています。海田町市駅は呉線と山陽本線が交わっており、重要な交通の拠点です。ここを利用する人たちは様々な人がおられます。皆さん方が利用できるようにするためにも、エレベーターやエスカレーターの設置がぜひとも必要です。利用者のことを考えれば、連続立体交差事業の完成を待つのではなく、一日も早く設置すべきですが、どのようにお考えでしょうか。

5番目に、国民健康保険、介護保険税の申請減免についてお尋ねをいたします。失業などの理由で国保に切りかえる人が増えていることが、前回の質問で明らかになりました。国民健康保険税や介護保険税は失業したり、いろいろなことで収入が減った人たちにとっては大変重い負担となっています。こうした状況をつかみ、減免制度があっても、それを利用しなければ堂々と医者にかかることもできないということを知らせるべきです。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の合併問題に関する質問にお答えします。

全住民の意思を問う活動はどのように進めるのかとのご質問でございますが、本町では7月ごろ、3,600人のアンケート調査を実施するように考えております。このアンケート調査により、住民意識を把握することができると、このように考えておるところでございます。

続きまして、乳幼児の医療費助成制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

就学前まで、乳児医療費制度を拡充してはどうかとのご意見でございますが、乳幼児医療費助成制度は、県の制度に基づき2分の1の補助を受け、本町も2歳児までの入院、通院と3歳児の入院について助成制度を設けているところでございます。さらに、従前より、0歳児につきましては、本町独自の制度として所得制限の撤廃により拡充を図っておりますので、1歳児以上につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、県の制度に準じて実施してまいります。

続きまして、男女共同参画社会基本条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

海田町男女共同参画プラン策定等庁内推進会議を設置し、先般、会議を開催したところでございます。推進会議は、各部から1名ずつと総務課人事係の職員、研修担当者1名と福祉課女性児童係1名を加えた8名で構成し、男女それぞれ4名ずつとなっております。

推進会議では、男女共同参画プラン策定等に関する検討組織及び検討方法、男女共同参画に関する意識啓発や研修、男女共同参画条例等について協議してまいります。現在は各部で行政課題等の調査を行っており、あわせて職員研修の方法等検討いたしておるところでございます。今後は、町民対象の啓発活動や研修会の方法、あるいは議員ご指摘のように町民の意見を聞ける体制づくりを検討し、町民からの公募や民間団体代表等を登用した諮問機関設置等についても協議していきたいと考えております。

続きまして、海田市駅のエレベーターなどの設置についてのご質問にお答えします。

海田市駅はご案内のとおり、橋上構造となっており、利用される方々が不便を感じておられることは、町としても重々承知いたしておるところでございます。JRに対し要望活動も行っておりますが、JR西日本管内における既存駅舎へのエレベーター設置状況は、現時点では年間に数カ所しか行えない状況であること、仮にエレベーターを設置するとしても、最低5カ所以上設置する必要がある、相当の工事費及びメンテナンス費用が必要になること、さらに連続立体交差事業に伴い、建設される新駅舎にはエレベーター

ターやエスカレーターの設定が予定されていることから、ＪＲ西日本では引き続き駅員での対応を考えておられ、現状でのエレベーターなどの設置については非常に厳しいと言わざるを得ない状況でございます。

続きまして、国民健康保険税と介護保険料の減免についてのご質問にお答えいたします。まず、国民健康保険税につきましては、先の議会でもご答弁申し上げましたとおり、パンフレットの配布及び納税相談等を行い、制度の周知に努めながら、真に納税が困難な被保険者につきましては、適正な対応を図っておるところでございます。また、今年度の保険税の課税におきましては、低所得者世帯への軽減制度の拡充を図るため、税率等の見直しを行っております。従来の軽減割合の６割、４割から７割、５割、２割となり、試算での対象者も１,９７０人から２,６８０人となり、軽減対象人数が７１０人増加し、低所得者世帯には負担が軽減されるものとなります。いずれにしましても、今後も制度の周知と、随時、夜間・休日等の納付相談の開設等を行い、真に納税に困難な被保険者につきまして、適切な対応が図られるよう心がけるものでございます。

次に、失業などが原因による収入の減少者に対する介護保険料の減免につきましては、介護保険条例で規定しているところでございます。この減免に関する周知方法につきましては、６５歳以上の第１号被保険者の方に納付書を送付する際にパンフレットを同封し、お知らせをしております。今後も引き続き「広報かいた」や地域での制度説明会等を通して、周知してまいりたいと考えております。また、被保険者やその家族からご相談がありましたなら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）岡田君。

○１番（岡田）まず、合併問題に関してですけれども、今のこの合併問題は、さっきの住民意見交換会か何かを通して、パンフレットや何かを見ても、全国的に一律のような気がするんですよね。現に、全国的に進められておるんですけども、これはずっと昨日からいろいろな方が質問されておりますけれども、２００２年の３月現在、今年の３月ですけども、法定協議会の設置数は６５の地域で参加市町村は２４９で、これに研究会とか検討会を合わせると、何らかの形で市町村合併を検討しているところは５１７地域の２２６自治体、全国の自治体の６９％で、約７割ぐらいに達しておるということなんですよ。これが１年前の３月ではどうだったかというと、法定協議会や研究会など合わせて参加市町村は６０７市町村で、２割足らずだったんですけども、これがこの１年間で急速に広がったという

のは、これはやはり政府による市町村合併の押しつけ、いうんですかね、これが急速に進められておると思うんです。

それは、政府が市町村合併を進める理由は、1989年の第2次行政改革答申以来進められてきたと、実際にそれ以降、合併に取り組む市町村はごく一部にとどまって、90年から99年の10年間に合併したのは10地域にすぎなかったんですけども、これが1999年に地方分権一括法が成立しまして、これが推進されますと、一気にこれが増えることになるんです。これを期に、市町村の合併が本格的に広がってきて、この地方分権一括法の一環として合併特例法が改正をされ、市町村に様々な合併をするといいいですよというふうな施策が拡充されてきたものです。

ご承知のとおり、財政施策の主なものは、地方交付税の算定の特例による全額保障期間を5年から10年に延ばしたこと、そして新たに合併特例債の制度を創設したこと、この2つなんですけども、特に、合併特例法の改正の特徴は2つあって、1つは、国と都道府県が今までは同格扱いだったものが、国と都道府県の役割をそれぞれ決めて上下関係にしたと、2つ目には、地方一括法で改正されたほかの法律がほとんど2000年の4月1日から実施されたのに対して、合併特例法は法改正と同時の1999年7月7日から施行されたということです。

このことはその直後に、8月6日に当時の自治省、今の総務省なんですけども、これが都道府県の知事に対して、新たな市町村合併の推進についてという指針を通達をして、その指針は2000年の早い段階に、県下全市町村を対象に、市町村の合併アンケートを含む市町村合併推進要綱を作成することを要請しました。これを受けて、広島県でも市町村合併に乗り出し、各地の市町村合併のいろいろなパターンを示してこれを押しつけてきたと、こういうふうにあるんです。

以上のことから、市町村合併そのものが国の財政危機というのか、地方交付税を減らすとかそういうふうなのがありありと見えとると思うんですよね。今、町長が今までの町の説明とかは、合併の必要性というのは、全国ですべて共通なものがずっとあの4項目、5項目には出とるんですけども、合併ということは、やはり今までずっと国や県が押しつけている合併の大きな目的というのは、まず、行財政の改革にあると思うんです。合併することによって国の財政支出を減らすと、そして住民の福祉や医療を切り捨てていくと、その上で市町村合併をさらに何回も繰り返して、将来は300ぐらいの自治体にしようという、そういう動きの一環だと思うんですよね。

私は、特に、広島市のような112万というような大きな自治体よりも、幾ら海田町、小さい、小さいといっても3万人ですからね、やはり住民一人一人がどこにおるかという、そういうふうな極端に言ったら顔が浮かぶと、こういうふうな自治体の方がいろいろな面で、福祉や医療、教育の面でも充実したサービスが受けられるんじゃないかと思うんですよね。したがって、今のような国や県主導の合併ではなくて、住民の立場に立った上で合併をどのように決めていくか、こういうことを再度お伺いします。

それと先日の意見交換会なんかでも、町長が合併前提で意見を聞くと、こういうふうに言われたんですけど、それじゃ合併に賛成しない人というふうな意見はないがしろにされるんかと、執行部の方も十何人来ておられたんですけどね、それで質問が出ると正確にそのことしか答えられないと、例えば連続立交で幾ら工事、かかりますかというのと、20億円だと言われたんですよね。じゃ、20億円といたら、それじゃ町の負担は20億円でもいいんかと、そういうふうにだれもが思うんですよね。やはりその中には、町の負担はあれは69億円だと思うんですよね。それは財源は20億円だけど、あと起債や何かがずっとあると、そういうふうな官僚的というんですか、親切でないというのか、あの中에서도せっかく執行部の方がずらっとおられると、それでほかの方が、一般住民が、町民の方が聞きたいのは、一体それじゃサービスがどうなるのか、いろいろな年齢の方もおられましたよね、60歳以上、若い人、女性の方とか、そういうふうな人たちの生活実態が例えばどうなるのか。

例えば固定資産税を取られると、固定資産税は取られるけれども評価額の0.3%言うてもびんときんと思うんですよね、皆さん方。じゃ、一体固定資産税を払っている人は固定資産税の大体どれぐらいになりますよとか、そういうふうな対応というんですか、そういうふうなのがなかったら、ただ説明だけで、あれは極端に言うたら、どこの市町村へ行っても通じるようなもんだと思うんですよね、あの説明というのは。ちょっと何か目先を変えたら、別に海田町でなくても、ほかの合併をしようと思っている市町村だったらどこでも通じると思うんですよね。

そうではなくて、本当に海田町が合併をする、今本当にどういうふうに必要なのかと、財政が苦しいと言われるけれども、財政が苦しいのは別に海田町だけではなくて、広島市はもっともっと苦しいんですよね。昨日もありましたけれども、政令指定都市が12ですか、その中で広島市は大阪市に次いで下から2番目の財政力の悪さだと、こういうふうなところと合併しても、そんなに、何かこう合併をしたら、すべて今までの施策が全

部丸くおさまるといふに聞こえるんですよね。

それと、じゃ、特例債は何に使うのかということになったら、区画整理と連続立交、何かこういうふうなそれこそいわゆる大型事業というんですか、こういうふうなことに使うと。今の財政が厳しくなったのは、やはりこの不況とこういうふうな大型公共事業をずっと進めてきたからなんですよ。合併をしなければならない、財政が厳しくなるということは1990年の初めごろからずっと言われておったんですよね、何とかしなければならないと。国と地方を合わせた借金が約692兆円ですか、700兆円ぐらいあると、物すごくぴんとこんような膨大な数字なんですよ。そういうふうな数字で何かこうごまかされてしまって、広島市なんか財政力が大きいというようなところに合併してしまったら、それこそすべて海田町は財政が、今度は平成17年ぐらいから厳しくなるけれども、何かすべてそれも解決されると、そういうふうないいようにいいように言われていると思うんですよ。果たして本当にそうなのか。じゃ、合併をしなかったら、10年はいいいんでしょうけどもね、その後20年、30年と続くときにどちらがいいのかと、そういうふうな論議もずっとせずに、ただ、何かこうそういうような資料もあまり出さずに、こういうふうなただ地方分権とか少子・高齢化とか云々かんぬんと、そういうふうなだけで合併をするというのは本当に住民にとっていいのかどうなのか。それは一部の人にとってはいいんでしょうけども、全体の人にとってどうなのか。

そこで提案をいたしますけども、こういうふうな9月14日ですか、前黒埼町長を呼んでシンポジウムをされるそうなんですけども、ここでは合併が比較的うまくいったと、先日の府中町の住民投票の結果を見ても、大体半々に分かれておるんですよ。単独施政、そして今の町のままでいいじゃないかというのと合併をした方がいいと、半々に分かれておると。海田町でもどのあたりになるかわかりませんが、似たり寄ったりのような状況だと思んですよ。似たり寄ったりという状況というのか、半々とか、そんなに8対2とか9対1とかいうふうな状況ではないと思うんですよ。

私はここで提案をするんですけども、やはり地方自治とはいかにあるべきか、そういうふうなところから問題をとらえた場合に、やはり地方自治の専門家というんですかね、先日も府中町で講義をされました千葉大学の非常勤講師の池上洋通という先生がおられるんですけども、こういう人たち、これは地方自治の専門家なんですけども、こういうふうな人たちを招いて、町でもいろいろなこういうふうなシンポジウムというのか、やはりそういうふうなのを開く必要があるんじゃないかと、そんなに早急に任意協議会を

つくって、来年の3月には法定協議会というふうな急速ではなくて、やはりもっともっと論議をする必要があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

それと、乳幼児の医療費の無料化なんですけども、ここで私、ちょっと聞いたんですけども、入院と通院の無料化をしたら小学校就学前までは4,500万円と、じゃ、入院だけだったら幾らになるかということをお尋ねしたんですけども、これのちょっと回答がなかったんですけども、入院だけだったらそんなに何千万とかいうふうな金額はかからないと思うんですよね。県の制度と言われますけども、県の制度は確かにあるんですけども、ご承知と思いますけども、広島県の制度はそんなに進んでいないんですよね。全国でも小学校前まで無料化しておるとするのはどんどんどんどん増えてくるんですよね。

それで広島県においても、市町村段階においても就学前までの無料化というのは増えてきておるんです。それで海田町はお金がかかるとか何とか、やらないと、やはりこういうふうなのではだめだと思うんですよね。広島で海田でない西部の方の市は、町長が進んで「うちは乳幼児医療費を小学校前まで無料にしましたから、どうぞその地域に住んでください」とこういうふうな、「住んで、この地域と一緒に発展しましょう」と、そういうふうな行政姿勢をとっておられる市長さんが広島西部の市長さんでおられるんですよね。大体わかると思うんですけどもね。やはりそういうふうな姿勢というのか、それが大切じゃないかと思うんですよね。特に、今から少子化になると、子どもたち、それがますます少なくなっていったら町の発展としても、ますます発展の見通しがなくなってくる、そういうふうな気がするんです。

それと、海田市駅のエレベーターの設置なんですけど、いろいろあってできないと、しかし、盛んに東部の拠点と言われるんですけども、東部の拠点の駅がエレベーターもない、あそこに行って見られたらわかると思うんですけども、お年寄りや何かが階段を上がるのに物すごく不自由されておるんですよね。手すりもないという。それで今度駅へ行ったら、駅のホームと電車の間がかなりの段差があるんですよね。ああいうふうなもの、やはり東部の拠点とか何かかんか言われるんだったら、それはまあ今は連続立交ができるけど、それになったらエレベーターも整備して、ホームも整備されるんでしょうけどね。やはりそれは今の予定では平成27年と、まだ先のことなんですよね。その10年間、10数年間、今のままでいいのか。やはり東部の拠点と、すばらしい町をつくるんだと言われるんだったら、やっぱり玄関口ですからね、町長さんがよく言われる、そういうふうなところにそれ相応のお年寄りとかああいうふうな弱者の方を優先させるとい

うのか、弱者の方も使ってもらえるような、そういうふうな駅にしていかないとだめだと思うんですよね。

現に、車いすの人があそこで汽車に乗る場合に、駅員の方に車いすを持っていってくださいとか、そういうふうなことはなかなか言えないと思うんですよね。そういうふうで、エレベーターか何かがあったら比較的行けると、車いすの人も、例えば言ったとしても、駅員の方は駅の上におられるわけですからね、そこまでどうやって連絡をしようかと、なかなか電話をかけるとか何とかかんとか、それは方法があるかもしれませんが、なかなかそういうふうに行けないと思うんですよね。やはり、そういうふうなことを考えたら、それはもう10年、12、3年待ってくれというふうなことを言っておられないと思うんですよね。やはり、それはやろうと思えばできると思うんですよね。例えば、いわゆる駅前の区画整理ですかね、あそこでもう十数年たっておるんですけども、あそこにももうかなりのお金を使っておられるんですけども、なかなか工事が進まない、そういうふうなのをいろいろ考えてみたら、よくバランスが等、言われますけども、やはりそういうふうな弱者に対する配慮というんか、そういうふうなんも必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

あと、国保の介護保険の減免についてなんですけど、いろいろやっておられて、制度も大分充実してうれしいんですけども、やはり特に広島市や何か、例えばいろんな理由で減免をしなければならないというようなときに、払ってくださいと言うのではなくて、こういうふうな制度がありますからどうぞ利用してくださいと、やっぱりそういうふうな姿勢が大切だと思うんですよね。それと、例えば時期が来たら、広島市や何かは経済的に困難な人には声をかけて「支払いの時期が来ました。こういうふうな制度がありますからどんどん使ってください」と、そういうふうな対応をしておられるところもあるんですよね。やはりそういうふうな、これ、ただ払ってくれとそう言うだけじゃなくて、やはりいろいろな、そういう人らも今は払えんけども、将来は景気がよくなったら払える人ですから、やはりそういうふうな対応も大切じゃないかと思うんですけども、その辺はもう一度どういうふうにするのかお考えを伺います。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は1時。

~~~~~○~~~~~

午後12時05分 休憩

午後 1時00分 再開



○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）5点目の、国民健康保険税の減免についての再質問にご答弁申し上げます。今後も引き続きまして、被保険者の方々に対し、制度の周知に努めながら、あわせて随時の夜間、休日等の納付相談の開設等を行い、真に納税に困難な被保険者につきましては、適切な対応が図られるよう心掛けてまいります。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）次に、介護保険料の減免制度の紹介でございますけども、現在、介護保険料を滞納されておられる方々につきましては、電話や訪問によつての納付の督促、勧奨を行っております。督促や勧奨を行うに当たりましては、保険料の支払いを強制するような言動や態度は慎み、まず、相手のお話をお聞きしながら、支払方法について一緒に考えておるところでございます。これからも経済的な理由によりまして、保険料の納付が困難な方々につきましては、引き続き減免制度の紹介を行ってまいりたいと考えております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）それでは合併問題に関して。9月14日ですか、前黒埼町長、そして県の職員の方を呼んでセミナーをされると、これは、やはり基本的には合併推進の立場で行われると思うんですけども、私はそうではなくて、やはりほかの角度から住民に一度どういうふうにするのか、そういうふうなものもあるんじゃないかということでこの池上洋通先生を挙げたんです。やはりただ町の方針だけではなくてほかの角度、いろんな住民の方、意見を持っておられる方がおられるんですよ。だからいろいろな幅の広い意見を聞こう、やはりそういうふうなためには、講師の方も1つの意見ではなくて、立場の人ではなくて、ほかの角度から物を見る方、やはりそういうふうな方が要るんじゃないかと、そういうふうにして論議を深めていかないと、何かこうこのままずるずるずるっといったら、どちらにせよそれこそ皆さん、よく言われるんですけど、禍根を残すことになるんじゃないかと、それが10年、20年とずっと続くんじゃないかと、そういうふうな気がするんですよ。

それでアンケートも3,600、それとこの前も言われておったんですけども、この3,600というのが、ただマスコミの世論調査みたいに統計学上からいってこうだから、誤差が何%あるからこの程度でいいんじゃないかと、ただアンケートもしましたとそういうような既成事実じゃなくて、やはり真に全町民の方に、有権者じゃなくて全町民の方にど

ういうふうな、将来、海田町あるいはまちづくりにするか、そういうふうな全町民、高校生とか中学生、それが主力になるわけですからね、将来、そういうふうな人たちも含めた全町民の意見を聞くと、それぐらいのことをしないと1つの町がなくなるのかどうかという境目ですからね。それをたかだか1年ちょっとぐらいの論議で決めるという、こういうふうなことが、なぜそういうようなことをするかというと、やはりそれには国のそういうふうな財政危機だと、そういうふうなのがあるんじゃないかと、そしてこれを今やってしまえば区画整理も連続立交も全部広島市が肩がわりをすると、そういうふうに見えて仕方がないんですよ。

例えば、こういうふうな財政措置なんかいろいろされますけれども、それじゃ福祉の面はどうなるのかと、そういうふうなお金があったら今の乳幼児の医療費や何かも無料にできるじゃないかと、そういうふう思うんですよ。だからその辺をどういうふう、ただ箱ものをつくるとか、ああいうふうな公共事業一辺倒ではなくて、そちらはどういうふう考えるのか、そういうふうなところを再度お聞きします。

それとエレベーターのことなんですけども、現実的にはエレベーターをつけるのは難しいと思うんですよ、駅も3階建てになると、それだから何もしないで今のままで置くと。海田は東部の拠点だと言いながら、海田の玄関口である駅は大変にお年寄りとか障害者には使いにくいと、こういうふうな状況がこの先も10年、12、3年ずっと続くわけですよ。そういうふうなところはどういうふうにするのか、そういうところをお伺いしておるんです。

それと乳幼児の入院の無料化ですけども、そんなに金額はかからないと思うんです。私、もうちょっとかかると思ったんですけどもかからないと、だったらせめて入学前まで入院費だけでも、今入院費だけでも無料にしておる自治体というのはこれも増えておるんですけどもね、それができないか、改めてお伺いいたします。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）いろんな意見を聞いてはということでございますけれども、9月14日の合併セミナーにつきましては、再度繰り返しますけれども、合併を推進を打ち出した町の町長の主催で行うセミナーでございます。合併をした場合どうなるのかというようなことをまず明らかにして、住民の方に理解を求めたいというセミナーであるというふうにして、町が主催をするセミナーであるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それとアンケートでございますけれども、以前にも何度か申し上げましたように、町長として合併の意向を今明らかにしておりますので、町民の意向がどれぐらいの量をとればわかるのかということで、その数値を当てはめまして、3,600程度やれば十分信頼性の持てる意向調査ができるということで、これも計画通り実施をしたいというふうに考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）乳幼児医療費にかかわっての質問にご答弁を申し上げます。

入院については先ほどのような数字でございます、確かに金額面で申し上げますとご指摘のようなことが言えると思います。こういうふうな制度について、これまでいろいろな機会に、また本議会でもいろいろご提案をいただいておりますけれども、これまでご説明を申し上げてきた経過から申し上げますと、いわゆる金銭給付的なサービス、福祉制度の中でも金銭給付的なサービスについてはこれまで一貫して一考を要するというふうな慎重な姿勢でまいったことは確かでございます。

いわゆる一般的な福祉制度を充実していくという過程の中では、サービスのネットワークをいかに図っていくか、金銭給付以外のサービス事業をどれだけ拡充していくか、あるいはマンパワーをどれほど拡充していくのか、そういうネットワークをどうしていくのかということに力点を置くということの方がやはり優先されて、我々の福祉の掌に当たっているものの使命だというふうに感じております。

でありますから、乳幼児医療費について、これまで海田町としては、確かに0歳児の所得制限まで撤廃して拡充しておりますけれども、1つだけの、入院だけの問題ではなくして、全体的な福祉制度の考え方の中で、できれば金銭給付的なものを優先することではなくして、一般的な総合的な福祉制度に力点を置くべきだと、こういうふうな考え方でございます。

でありますから、これまで何回か乳幼児医療費についてもお質問をいただいておりますけれども、一貫して県の制度に準じて、少なくともそういうふうな拡充においては県の制度に準じてということは、県の財源的な補完がなされる、こういう制度に準じて拡充をしてまいりたいと、こういうふうな考え方で一貫してご答弁を申し上げてきておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）暫定期間中のエレベーターに関するご質問でございますけれども、

既にご案内のとおり 3 月 25 日に事業認可を経まして、規制の動きをしております。ですから当面 J R さんとしても職員で対応していきたいという考えは固いようなので、これに変動はないものと考えております。ついては、事業認可をとらせていただいた以上はこの事業を早くする努力、また仮線時でも上に上がりますので、それについてエレベーターを設置いただいて、終わるまで待たないとバリアフリー化が図れないということではなくて、中間のものについてもエレベーターの設置等できるよう要望していきたいという意味なので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 6 番、斎木君。

○ 6 番（斎木） 町長さんはじめ執行部の方や議員さんに、2 カ月と半ぐらい入院しとったから、ぼけた焦点的なものも発言するかもわかりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

合併問題が今回の 6 月定例会でかなりの意見が出たわけですが、私は前後 3 期 12 年、広島市の東区で県会議員をしとったし、前後を合わすと 18 年間、広島市で政治に携わったから、非常に身に対して合併の効果その他を感じておるわけです。議員の皆さんの中から西高東低という言葉がありますが、これは全くそのように感じました。今回、町長さんの任期の中で、私は合併論者ですから期待に沿うようにしていただきたいし、また、町長さんを私は尊敬しておりますので、そういう点は協力したいと思うんですが、事を焦っては町長さん、いけんのではないかと、まだ 2 年あるんですから、いうことは私も 27 から町会議員をいたしまして、本当にあのときの間中都市をやっておれば 20 万になっておるのではないかと、いわゆる船越町、隣の瀬野川町、矢野、坂、熊野とか人口 15 万から 20 万前後じゃないかと思う、この大失敗をしておるわけですよ。

それで私は、皆さん、どうかこの 2 年の間、十二分に論議されて、任意協でも、町長さんのお言葉ですが、それは任意協で審議すればいいということだし、任意協までに不返転の決意でやっぱり海田町は海田町の合併条件をまとめていかなきゃいけないんじゃないかと、こういう気がしてならんのです。府中町についても気持ちはわかるわけですが、某市会議員が合併になったら永安館高天が原には来さしゃせんのだと、ごみ処理も絶対やらせんのだというようなことも、これは道義的にできるかできんかは問題ですが、そういうふうな意見も直接広島市におったら聞いておりますし、はいじゃ、海田町が永安館とか高天が原とかで独自で立派なのができるかということもあるが、佐中さんや岡田さんの合併反対、反対じゃないんですが、聞いても全くだなという意見も感じる

わけです。

そこで私は焦ってはいけないし、質問事項に任意協議会はとにかく2年まで町長さんに協力してやらにゃいけんけど、焦ってどんどんどん進めていただいても問題があるんじゃないかと。私の仲間に、ようよう少数です、大多数は合併論者ですが、食ってかかる人がおるんです。なぜ早うせんにゃいけんかということから、私は質問事項に町長さんの方針では住民投票しない、あるいは混乱するからという意見もありますが、結局、反対の方が納得するんじゃないだろうかと、こういうふうに考えておるわけです。

府中町の和多利町長さんや議員と話をするわけですが、やはり町長から市長、議員さんも市会議員は3人しか出られん、気持ちはわかるわけですよ。あれが住民投票、町民投票をやられたからあれだけ盛り上がって、やっぱり50%近くの広島市合併が出たんじゃないかと、こういうふうな気がするし、また、反対者も50%近くあるわけですが、やはりそれが民主的な結果が出て、ああなと合併せなきゃ、広島市へいけんのじゃないかという気がします、せんにゃリコールするぞという市民も見とるわけですが、いずれにしても立派な町長ですから、そういう点は焦らずにゆっくりやっていただきたいと思います。

いつも私が、農協あたりの某理事が言うんですよ、「斎木さん、考えてみてくれ」と、「中野に合併した条件をいろいろつくったが、スポーツセンターがあるだけで残念で仕方がない」ということをしょっちゅう、これは理事ですから山岡さんもお聞きになっておると思うんですが、言われておるわけですよ。だから西高東低という言葉は、これは日本の国が言われておるから間違いはないんですから、今度出られる瀬野川町の市会議員なり、今度2人か出られるんですが、そこらがどういう形を出られて言われるか、それから任意協でとことんまで論議して、やっぱりやっていただかなきゃいけんのではないかなと思うんです。

それで、議員さんの質問の中にもありましたが、町長さん、やっぱり県も海田、熊野、坂、これは論外だという言葉は退けずに、これもやってもらわなきゃいけない。特に一番大事なことは、今度の会報に書いておるんですが、合併しなかったら10年こういうことになるよと、こういうメリット、デメリットがあるよという数字的なものが、町長さん、ないんですよ。合併したらええ、木にもちがなるようなことばかりだから、合併しなかったら今後10年間どうなるかということ、町長さん、やっぱり数字を示して町民を納得していただきたいとこのように考えておるわけです。

私も将来夢を見ておった、政治家の、体を壊しましたからなのですが、やはり私も町会議員をこれは去っていかなきゃいけん、町民の幸福のためにということばかりはいかないんです。2人しか市会議員は出れないというようなことも、若手の方もたくさんいらっしゃるし、そこらとひざ突き合せて、町長さんね、ゆっくり、この町長さんの方針通り円満に、また佐中さんもすばらしいご意見です、岡田さんもね。

しかし、この方たちとひざ突き合わせて、合併には反対じゃない、という意見も出たんですから、これは町長さんは円満、徳がある方だから、十二分にひざ突き合わせてご理解をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。そういうふうなことで、私は町長さんの方針で仕方がないと思うんじやが、住民投票をしていただきたいなと思うんですが、それはやっぱり最後的には町長さんにも皆さんにもお願いしますが、町長さんがしない、言われれば仕方がないなとこのように思っておるわけです。

そういうようなことを簡単でございますが、調査委員会もテンポを早めて調査をしていただいて、これが結論じゃありませんが、議会の私らも報告はできるだけ早くしてもらいたいと、任意協議会も選出のメンバーも、議長さん、慎重にお願いしたいとこういうふうをお願いをしまして、私は要望なり、町長さんのご回答なりをいただきまして、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）斎木議員さんのご質問に答弁をいたします。大変に心強いご意見やらお励ましやらちょうだいいたしましてありがとうございます。

広島市との合併問題のご質問でございますが、まず1点目の、合併しない場合のメリット、デメリットの数字的な説明が全くないとのご指摘でございますが、これまでもお答えをしましたように、任意協議会で協議が整ってからお示しする予定でございます。ちょうど議員さん、病気でお休みの間でございましたので、このことはこれまでもご答弁申し上げてきたところでございますが、これからそういう協議の中で何をやるかによって数字があらわれてくると、デメリットもメリットにしてもそういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の質問についてでございますが、合併については各町で個別に取り組みをすることになると考えております。これは矢野町、熊野町と言われたご発言のことでございますが、そういうふうに個別に取り組みをすることになると、このように考えております。

次に、3点目のご質問についてでございますが、府中では住民からの直接請求により住民投票を行うこととなりましたが、本町では先のご質問でお答えしましたように、議会制民主主義のルールに則って進めてまいりたいと考えております。と申し上げるのは、住民投票は、これは府中町は住民の方からそういう要請が出たわけでございますが、本町の場合そういう形でもありませんので、私の方から住民投票というよりは、やはり本来の議会制民主主義に則ったルールによって進めていきたいと、こういうように考えております。

次に、4点目のご質問についてでございますが、広島都市圏東部地域の一体的発展を考えての合併では、個別に安芸区の方々のご意見を聞く場の設置は考えておりませんが、将来のまちづくりについて、広島市と十分協議をしてみたいと考えております。これもできるだけ早くということでございますけれども、これ、ご承知かと思いますが、平成10年に広島市海田町合併問題等調査研究会を既に設置して、継続中でございます。その中で今いろんな協議を進めておるところでございます。

5点目につきましては、この合併問題調査特別委員会は、議員の皆様の調査、研究の場として設置をしておられると認識しております。協議の中で具体的内容について明らかになれば、ご説明をさせていただきたいとこのように考えております。

第6点目についてでございますが、任意協議会は合併後の合併建設計画案や行政制度の取り扱いといった合併の根幹をなす内容を協議する場でございますので、当然、住民代表である議員の方にもご参加していただくべきであると、このように考えておるわけでございます。以上でございますので、よろしくひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） これは再度の要望になりますが、町長さん、議員の皆さんですが、一旦合併してうやむやになっちゃいけませんので、任意協前にでもすべての案件をまとめていただきまして、議員の全員が納得して、それから町民の代表とか議員に聞かれて、任意協へ行かれると、ああ、決まった、決まったということじゃいけませんので、その点を町長さん、要望してお願いしておきます。以上で議長、質問を終わります。

○議長（河野） 18番、国岡君。

○18番（国岡） 質問はいたしません。よくわかっておりますので。

○議長（河野） これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をします。45分。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 4 5 分 再開

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of the line, there is a small, solid black circle.

日程第２、発議第２号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。案文については、お手元に配付しておるとおりでございます。本案については、提出者が議員全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第２号について採決をいたします。お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

発議第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（河野） 財政課長。

○財政課長（内田） それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田総合公園テニスコート改修工事でございます。工事場所は海田町東海田字蟻ヶ原地内、請負金額は5,565万円でございます。請負者は奥アンツーカ株式会社中国支店、執行役員支店長、松村公市でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成14年8月30日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料1の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野） 都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉） それでは、海田総合公園テニスコート改修工事の概要についてご説明申し上げます。資料2をご用意いただきたいと思います。1ページめくっていただきまして、平面図と断面図をご覧くださいと思います。この工事は、現在のテニスコートが雨や霜に弱く、利用者からの改善要望が強いことから、現在のクレイコートを砂入り人工芝のコートに改修しようとするものでございます。平面図に斜線でお示ししております部分が工事箇所、面積は約4,350平方メートルで、現在供用しております6面の全面について改修するものでございます。

下段の断面図をご覧くださいと思います。断面図の左側が現在のテニスコートの断面構成で、下から切込砕石、改良真砂土、改良クレイとなっております。これを表面から90ミリすき取りまして、右の断面図のように切込砕石を40ミリ補充し、開粒度アスファルト、これは透水性のアルファルトのことを指しますけれども、これを50ミリ敷設し、その上に透水型砂入り人工芝19ミリを敷設するもので、パイル長、これ、人工芝の長さのことを示しますが、19ミリの中に目砂17ミリメートルを埋め込むもので、2ミリメートルの人口芝が頭をのぞかせることになります。

また、コートの色につきましては、インコートとアウトコートの色を変え、グリーン系の濃淡によるツートンカラーで、内側を濃く外側を薄くして施工する予定にしておりますものでございます。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡） 14番、山岡ですが、この公園のテニスコートができたのは何年になるんですか。それ、ちょっと、前につくったものはね。

○議長（河野） 都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）平成8年につくりまして、平成9年4月から供用を開始しております。したがって現在6年目に差しかかっているところでございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）結局、当初の計画が、そこまで視野が狭いと申しますか、将来構想ができていないというふうに判断するんですね。5年や6年でやりかえにやいけんようなことじゃったら大変なことなんですよ。今回、こうしてつくられて約5,300万という巨額の金を投資されて、修理とか張りかえとかというのは耐久力がどのぐらいあるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず1点目の、なぜ当時クレイにしたかということでございますけれども、補助対象事業でやっていた関係上、補助対象にクレイしかなかったということでございます。耐用年数のお話ですけれども、一般に耐用年数という法的な規定はございませんけれども、一般に言われておりますのがクレイコートが3年から5年、砂入り人工芝については10年から15年と言われております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）そうしますと3年か4年、使う頻度によってからやりかえ期間でやりかえた場合、今後そのやりかえの費用、例えば今野球場でもどこでも人工芝の張りかえとかいうのがありますけど、そうした場合、それ全部やりかえた場合、費用はどのぐらいかかりますか。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）全面張りかえの費用は即座には答えられませんけれども、ちなみに瀬野川公園が砂入り人工芝になっておりまして、ちょうど10年経過して部分的な手直しをやっておられるということで、全面改修というにはもう少し耐用年数が長いんだろうというふうに考えております。

○議長（河野）ほかにございせんか。崎本君。

○10番（崎本）わしも耐用年数を聞こうかと思うたが聞かれましたが、いやこれ、5,500万もかけるんですから、今ごろのことだけ、保証期間というものがあると思います。それを何年ぐらいつけてやっとしてですか。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）当該案件につきましては2年、重大な過失があった場合には10年

ということになっております。

○議長（河野）ほかにございませんか。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。請負者の住所と企業名とその後に代表者、先走って申し訳ない、ほかの案件には代表取締役の名前があるんですけど、執行委員支店長という、どういうふうな、商法上、何か規定があるのかどうかもちょうとあわせてお願いします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）執行役員につきましては、商法上の取締役というような規定ではございませんけど、その会社の規定によりまして、役員と同等の権限を有する社員というふうに聞いております。また、執行役員につきましては、代表取締役からこの契約に関する等々の一切の権限を委任された方でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。この改修工事5,300万かけられるんですが、先ほど課長は要望があったからこれをやることになったと説明されましたけど、その要望とか希望とかがあればこんなに簡単に5,300万の工事、していただけるんですか。普通、なかなか役所へ行って頼んでもやってくれりゃしませんよ。それを何で、一体何人の人の要望があったんでしょうか。具体的に教えてください。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）今回の改修につきましては、先ほどちょっと耐用年数の問題が出ておりました。ちょうど改良の時期に来ておりまして、クレイコートはそのままでやりますと砂がやせてきていまして、ラインだけが浮き出た状態になってまいります。今ちょっとそんな状態になっておりまして、ちょうど補修の時期に来ていたということも当然あります。ちなみに、この改修に当たりまして、昨年アンケートをやっておりますけれども、そういった中で100人の方を対象にアンケートをやりまして、有効回答数は96名でございます。そのうち砂入り人工芝のコートが67、ハードが16、クレイコートが14、その他ということで室内のテニスコートの要望が2%出ておりました。

いずれにしても、ちょうど改良の時期に来ていたこと、それから現在テニスコートは予約ができることになっておりますけれども、せっかく雨上がりで天候はいいのにもかわらず、足元が悪いがために予約されたお金を返したり、いろんな不都合が出てまいりました。これをいい機会としまして、このたび改良させていただくということにしたものです。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）だけど耐用年数が過ぎたとしても使えるものは普通使いますよね。100名に対してアンケートをしたとおっしゃいましたけども、大体テニスをする人たちでしょう。テニスをする人たちは、それは新しい方がいいですよ。私が言いたいのは、ほかのことでもこういうところを直してほしいとか、ここをもっと使いやすくしてほしいということを普通お願いしても、住民が言っても、そう簡単に改修なんかしてくれないんですよ。それが5,300万のこの大きな工事を100名のアンケートで、耐用年数が来ているからやりますというのがちょっと簡単だなと思って、何か政治的力が働いたかなと思っているんですけどね、ちょっと教えてください。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）これら、要望があったからということではなくて、先ほども述べましたように耐用年数、それといろいろもろもろのものを総合的に判断し、今しかないというふうに判断し、お願いしたものです。

（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○10番（崎本）ちょっと済みません。先ほど要望があったからやった言われましたよ。今は要望じゃない、要望はなかったんじゃがアンケート、ちょっと答弁がおかしいじゃないですか。

○議長（河野）その違いを説明してください。

○10番（崎本）最初、要望じゃ言うたじゃないか、あんた。要望があったからやった言うて。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）要望も確かに、といいますか、もともと改良するに伴って予算化するに当たり、昨年に皆様、ご利用者の方の意向を把握するためにアンケートも調査し、もともとアンケートする前から要望があったということです。それらを総合的に判断し、お願いしたというもので、要望があったからそれだけでということではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（河野）ほかに質問ございますか。前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、この一番新設の断面、透水型の砂入り人工芝ということでパイル長19ミリとこう書いておるんですが、目砂が17ミリ、2ミリ頭が出るんで

すよと言われることはわかるんですが、この砂というのは私、動くんじゃないかと思うんですけどね、どれだけの目の中いうんか、テニス、いろんな動きがあると思うんですよ、そうするとこれの修理というか、砂が流れるんじゃないか、偏りするんじゃないか、いう気がするんですが、その辺のことを含めてさっきの答弁、保証も一緒に入れとるんか、動くんか動かんかということとの2点ほどちょっと聞いてみたいんです。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）砂といいますか、当然雨とか靴の下について、徐々には減ってまいります。したがって数年に一度、目砂ですけども、補充して整地してやる必要がございます。

保証というか、先ほども申しましたけれども、重大な過失によって、業者のものについては当然責任を負っていただくということになるかと思います。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）資料1なんですけども、仕様書の閲覧年月日が5月13日の1日のみとなっております。最近のこういった入札の場合は、複数日にかけてやっているんですけども、なぜこの件だけを1日で終わらせたのかという点と、毎回こういった案件の時には出てくるんですけども、予定価格の公表というのは考えてはないんですか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）仕様書の閲覧年月日が指定で済んだということでございますけど、確かに他の工事等については2日間にわたる場合もあったんですが、このテニスコート改修工事については指定で済んだということでございます。それと予定価格の公表については、現時点では考えておりません。

○議長（河野）ほかにございませんか。宮坂君。

○9番（宮坂）1日で済んだというのは、これ、済みません、閲覧の方法がよくわからないんですけども、13日に来なさいとか14日に来なさいとかいうそういう指定が、ほかの指名ですよ、そういうのがあるんじゃないかと思っていたんですけど、そうじゃないの。いつでも来なさいというふうにやっているんです。そうでなかったら、あと3件出るんですけど、皆、13日と同じ日にちにやっているんですけども、皆、13、14から2日にかけているんですけど、そのところ、教えてください。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）仕様書の閲覧日あるいは配布する日は決めております。ですから今回

のテニスコート改修工事については、この指定のうちに全部指定でやれたと、それから他の工事等については、それぞれ日にちを指定しまして仕様書を配布しておるということでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）先ほどの説明で、当初はこれ、補助がついておると、そして耐用年数はもう既に経過しておるということですが、改修に当たって補助がつくかどうか、ということと、つけばどの程度つくのか、何%つくのか、ということについて。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）補助はつかないということになります。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第25号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第25号議案、工事請負契約の締結について。海田東第1寺迫地区污水管新設工事（14-1）、寺迫2丁目地内において施工する海田東第1寺迫地区污水管新設工事（14-1）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田東第1寺迫地区污水管新設工事（14-1）でございます。工事場所は海田町寺迫2丁目地内、請負金額は9,975万円でございます。請負者は株式会社鴻治組、代表取締役、檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から

平成15年3月20日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料3の1の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根） それでは、工事の概要について説明いたします。資料3の4をお願いいたします。工事箇所図の1ページをお願いいたします。最初に、右下の凡例の色分けにつきまして説明しておきます。まず、二重線の上にオレンジで色をつけているところは、開削の素掘りで工事をする区間でございます。また、実線の上に紫の色は、開削で矢板を施しながら工事をする区間でございます。また、点線の上に青色で色づけしているところは、推進工法で実施するところでございます。このように色分けをしておりますので、よろしくお願いいたします。

この工事の施工場所でございますが、位置図に示していますように、海田東公民館北東付近の寺迫2丁目地区及び曾田地区でございます。都市計画街路森畠西谷線の暫定供用開始区間やワイテック裏の町道7号線、海田東公民館東側の町道280号線に、推進工法で口径200ミリの污水管を347メートル布設いたします。また、町道7号線、町道98号線、町道106号線ほかに、口径200ミリの污水管を開削の矢板工法で263メートル、開削の素掘り工法で84メートルほど布設するものでございます。

当該工事箇所は道路幅員が狭く、迂回路を確保しながら工事を進めてまいります。特に、町道7号線は海田町の幹線道路であり、小学生や中学生の通学の道となっております。通行の安全等事故防止には万全を期して施工してまいります。なお、2ページ目に3カ所の標準的な断面図を示しておりますので、ご参照いただければと思います。以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田君。

○12番（前田） 12番、前田ですが、ここの請負者、4番目にね、広島市安芸区船越町とこうなっておるわけですが、これ、過去に広島支店か何かになっと思ったと思うんですがね、どうもこの辺のことがはっきりしていないんですが、その辺の説明を願いたい。

○議長（河野） 財政課長。

○財政課長（内田） 支店の有無のことなんですが、今回出ております業者カード等を見ますと、本店の所在地が広島市安芸区船越南1丁目2番6号というふうになっております

ので、この所番だとは思っています。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）そうしますと、これ、過去にも何かあって、ちょっとごじゃごじゃした記憶があるんですがね、そのとき私の知る範囲では、本店所在地が大阪になっとったんですね。これ、ちょっと議長、休憩してでもええんですがね、その辺のちょっと確認を願いたい、思うんですが、議長の取り計らい、よろしく。

○議長（河野）ほかにございませんか。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。談合疑惑で挙がった、これは業者の方がとられているんですけど、一番大きな工事ですよ、今回の。町内業者を排除するために、ここまで工事を1つにされて大きな金額にされたように、素人でもちょっとそう思えるんですよ。この工事の中身を見ると3つか4つに分けられるじゃないですか。町内業者でも十分回せる工事ですよ。素人でもそう思えるんですよ。だから談合疑惑でいろいろ名前が挙がってくるんですよ、いつもこの業者は。だからなぜ小さくというか、大きいですけども、3つぐらいに分けられますけども、なぜそうしなかったのか、笑わないでください、おかしいですか、私の質問が。素人ですからね、やっぱりそこらあたり、知りたいんですよ。答弁願います。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）工事を一本にしているというのは、第1には経済的な理由でございます。経費が一番安くかかるということで工事を1つにしております。

○議長（河野）田中君。

○15番（田中）15番、田中でございますが、私も素人なのでちょっとお聞きしたいんですが、この談合問題があってのこれが入札のこの金額になっているんですが、全協でも話がありましたが、町長は事前でないと敷札というのは書かないとおっしゃいましたけども、この今の落札金額が9,500万ですか、これが予算書では1億1,000ですね。それでその敷札というふうなことが公表できるかどうか私にもわかりませんので、広島市なんかは明くる日には公表しておるという話も聞きますけども、この敷札が落札金額とどれぐらいの差があったかというのは、聞くことができますか。聞けますか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）予定価格につきましては公表しておりませんので、いわゆる設計金額、積算金額によります割合については93.5%だったということでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。済みません、先ほど部長の答弁で、小さく分けると高くなると言われましたよね。いつもその答弁なんですよ。仮にじゃ1億円の工事として、3つに分けたらどの程度上がりますか、わかるでしょう、すぐ。いつも高くなる、高くなるって言ってらっしゃるんだから。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）本当に概算でございますけれども、3つに分けた場合、600万ぐらいの経費が多くなるということでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）談合の疑惑で、この鴻治組が落札をしております。それで海田町が調べた範囲では、談合の事実は認められんというようなことでありましたけれども、この工事入札状況資料3の1の11番目、東洋建設株式会社の名前が出ております。これはもう既にご承知と思うんですけれども、つい最近、6月11日の中国新聞の報道で、談合25社排除勧告という記事が出ております。これは長崎県の発注の港湾工事ですけれども、その中でいわゆる談合を繰り返していたということで、公正取引委員会が独禁法違反で排除勧告を出したということなんですけれども、その中に海田町でもたびたび指名をしておりました五洋建設、これはひまわりプラザを建設した業者だと思いますけれども、五洋建設の名前が出ております。それから若築建設、東洋建設、佐伯建設工業、東和建设工業、これはいずれも本社が東京にあるんですけれども、この東洋建設といわゆる今回11番目に指名の名前が挙がっている東洋建設というのは、同じ会社かどうかというのをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）全く同じ会社でございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）この入札をしたのが5月29日で、新聞発表が6月11日ですから、当然この時点で、海田町にこういった、いわゆるよその県で排除勧告を受けたということは、ニュースとしては入っていなかったと思いますけれども、今後こういったものがあるのか、現実にはこういう問題が起こっておるわけですから、今後いろんな工事入札があって、今回のような大きい工事の時には、当然五洋建設であるとか東洋建設の名前も出てくるとは思いますけれども、その場合にいわゆる本社がどこであれ、こういった排除

勧告を受けておるとか、またそういった疑惑で、黒じゃなくても灰色だというようなことがあったときに、当然指名はなされんと思いますけれども、仮に指名をしておって、入札直前にそういったものがわかったときにどういう取り扱いをするのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）一般的でございますけど、入札直前にこういう談合、いわゆる独禁法に基づく排除措置勧告が今回出ておるんですが、そういうものが出た場合については、その勧告を応諾するか否か、いうこともあると思うんですが、応諾しなかった場合には、これは恐らく訴訟になってくると思いますし、応諾をすればそこでまた確定しますんで、その段階では、町といたしましても入札等の指名の停止等をかけていくようになっております。その期間についてはいろいろあるわけなんですけど、指名停止をかけてまいります。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）私は一般論を聞いておるんじゃないありませんので、実は府中町で実際にあった例なんですけれども、この府中町、船越峠を越したところの焼却施設を建設するときに、入札当日になって、いわゆる業者が談合をして落札する予定であった業者が東京の方で問題を起こして新聞にばっと出たと、その時点で府中町はその業者を指名から外して入札をした結果、物すごく予想以上に安い金額で落札をしたというような例もあるわけなんです。これは業者が談合しておって、落札する業者が決まっておったけれども、その業者がそういう事件を起こして新聞に報道されたために、府中町は急きょその指名を外して入札に参加をさせなかったということで、残りの業者が入札をして、結局安く建設できたというような例があるわけなんですけれども、海田町としてもそれぐらいの処置をとるのかどうか、とれるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）指名してから入札までの間に、そういうふうな情報を得た場合には、会社の方にすぐに事実関係について問い合わせをいたします。問い合わせをした結果、いわゆる指名除外の対象になるのは独占禁止法だけの違反ではございませんけど、そういうものに該当する場合には、大体お電話をしたときには向こうの方から辞退届を出しますというふうな通知をいただいております。先般の議会だったかと思いますが、時々議会認定の分で辞退というのが出てくるとは思いますけど、それがすべてそういうふうに該

当しております。

○議長（河野）ほかにございませんか。崎本君。

○10番（崎本）ちょっと参考までにちょっと。私この分でじゃないんですけど、ちょっと関連して。私この前質問しましたが、Aランク、Bランク、Cランクありますよね。それからCランクは1億以下ですよね、済みません、私わからんもんで、それから、Bランクから1億入りますよね。その1億という価格は今の入札執行価格ですか、町長が入札する執行価格ですか、それとも今の言う93.5%の公表前の予定価格ですか、ちょっとそれを聞きます。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）これは土木工事でございます、Bランク以上が1億円以上というのは。それで、これは設計金額が1億円以上の場合にはBランクからというふうになります。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）それから、設計価格だから入札執行価格じゃないんですね、そこをはっきり、そこは設計価格であって、設計価格から町長が何ぼか、5分引きか何か知りませんが、やった価格じゃのうて、あくまでも設計価格ですね。はい、わかりました。はい、いいです。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）先ほどの前田議員さんからのご質問でございます。私、本社と申しました。本社につきまして登記簿上の本社は大阪でございます。それで11年度から13年度の契約につきましては、鴻治組さんがあったわけなんです、この鴻治組との契約につきましては、広島支店とかあるいは本社というような表現はしておりません。それでこの件について、本社とあと実際に営業するとことの違う場合の問い合わせ、県の方にしてみたんですが、その段階では、県においては登記簿上は本社であっても、主たる営業所の住所があるところでもって問い合わせをするということを確認をしております。でもって今回につきましても、船越の住所があるところでもっての鴻治組という表現をしております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）どうもその辺がややこしいんでね、過去では広島支店という形でやっとなるはずなんですね。何か都合のいい答弁で、県の方に問い合わせたとか、えらい手回しも非常にいいわけですが、これは一貫性がないと、町長、おかしいんじゃないですかね。

あるときは広島支店でやりあるときは本社でやりあるときはその届けの住所、でたらめじゃないですか。そんな簡単なものなんですか、入札契約工事の請負というものは。ちょっとその辺、明確にしてほしいですね。どこを基準にやるんですか。あるときは支店でやるんですか、あるときは本店でやるんですか。好きなようにやればいい、いうことですか。そがいな簡単なことでこれ、認めるわけにいきませんよ。もっと一貫性のあるやり方をしてほしいですね。

ついでに言いますけども、過去に支店ということの名義で、名前で、住所で契約してるでしょう。その届けはいつの時点でなっとるか、過去の今言われました11年、ほんじゃ11年からの契約、全部一遍ちょっと明らかにしてほしい。11年のどの分については広島支店でやっとする。12年度のについてはとか、過去ずっと毎年、これ、落札しているんですよ、この業者。さかのぼって10年ぐらいでもいいですよ。税務署でも5年間前までは言うんですから。ちょっとそこらまで明確にしてから、これ、採決に入ってほしい。このまんまでは認めるわけにいかんですね。でたらめですよ、その契約の住所というか相手方先がね。ちょっとそこら、明確にしてからやってほしい。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）先ほどもご答弁いたしましたとおり、13年度から13年度の契約におきましては、株式会社鴻治組ということで契約をしております。それと、先ほどもまた繰り返しになるかわかりませんが、登記簿上と住所の異なる場合についての扱いについても、これも以前、県の方で今回、今確認したわけじゃないんですが、以前……。

（「県じゃないようちにはうちの規定があるんろうが」と呼ぶ者あり）

○財政課長（内田）確認をしたんですけど、主たる営業所の名称または所在地ということにしております。これは建設工事等指名入札参加資格審査規定の中に、記載事項等の中には、法人にあってはその主たる営業所の名称及び所在地というふうにしております。その中で、ここで言う主たる営業所の範疇はどこに当たるかということではいろいろ検討したところ、大阪が登記簿上本店ではあるんですが、主たる営業所は広島ということで、広島の方の住所でもって株式会社鴻治組というふうにしております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）そこを何で支店とか、そういう形で契約してきたか、その辺をね、過去、そういう支店という形で契約しておるんですよ、頭にあるんですが、間違うとったら調べてほしい。そのために調べてくれと言うておるんだから。私の記憶が違うとったら悪

いから調べてくれと言うておるんで、だから今もう1回言いますけども、それじゃ過去何でそういう広島支店という形で契約してきたのか、ここを聞きたいわけですが、間違うとったらごめん、そういうことで調べてほしいと、こういうことを聞いちょる、よろしく。

○議長（河野）暫時休憩。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後2時27分 休憩

午後2時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。財政課長。

○財政課長（内田）ただいま、契約整理簿でもって確認をしまいりました。それによりますと、確かに平成7年8月4日に瀬野川左岸の排水区の中雨水幹線新設工事、これにつきましては、鴻治組広島支店ということになっておりました。それ以降につきましては、今回の提案させてもらっている船越での、支店名なしでのものでございました。それで、その平成7年8月の時点では、主たる営業所が広島支店での届け出が出ておったものだろうと今考えております。それ以降につきましては、現在出ているのが主たる営業所の届け出が現在の安芸区での届け出が出ておりますので、そこでもってそれが主たる営業所という判断をし、今回の提案をさせてもらっているということであります。

○議長（河野）ほかに質疑はありますか。前田君。

（「もう何回も過ぎちょうろう。何回やってもいいんか」と呼ぶ者あり）

○12番（前田）今のね、答弁は、はっきりしとらんわ。というのはね、答弁がはっきりしない。だろーと思いますというような答弁なんですよ。これではね、おかしいんじゃないですか。だろーと思います、いうような答弁ではいけませんよ。それなりの理由がはっきりしないと。どういうことで支店でこうなって、途中から支店が消えて、課長、はっきり本社は大阪ですと言われておるわけですね。あるときはどうなって、どっかで書類、執行部の方のミスでそれが落ちていったのか、届けの書類が不備なのか、そうするとここに重大な問題が起きてくると思うんですよ、書類がはっきりしないということではね。そういううやむやの扱いではいけないと言うとるんですよ。当然、こういう重大な書類は一貫性がないとおかしいんですよ。ほんで、いつかもあった、そういう社長名か何かでね、承認案件で2回も休憩せにゃおさまらんと、今回もまた休憩しながら、あ

げくの果ての答弁が「だろうと思います。定かではございません」、これで「ご理解願います」、理解はできませんよね。そういう中途半端な答弁では、議長、困るんですがね。こうこうであります、ぴしっとそういう答弁を願いたい。

○議長（河野）ぴしっと言い切ってください。財政課長。

○財政課長（内田）本店が大阪と申しましたのは、登記簿上の所在地が本店が大阪ということでございます。それと契約整理簿では、平成7年8月4日の契約において広島支店であったということでございます。それ以降につきましては、主たる営業所の届け出が安芸区の方へ出ているというでございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）今言われた平成8年は広島支店という名前が入っていると、今回はその広島支店が抜けておると、なぜ抜けたかということですよ。それを聞いておるわけですから、例えばそれこそ鴻治組が機構改革で、広島支店がなくなったんなくなっただんでいいと思うんですよ。そこら辺をはっきりさせてくれということを言いやるわけですよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）ちょっと待って。

（「会社がどうのこうのあったが関係ねえんよ、そういうのは」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）支店名の云々でございますけど、これは業者の方が届け出しておる業者カードあるいは指名願いの関係での届け出が、支店名が入っていない、船越にある鴻治組ということでございます。

○議長（河野）ほかに質疑はありますか。

（「会社が違うということはおかしいじゃないか。本店は大阪でやて答弁をしとるのに。本店が2つあるんか」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）この件は非常に不明確な部分があるので、これは飛ばします。

（「何で飛ばさにゃけんのか。飛ばすようなことじゃなかろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）それ、答えられる。財政課長。

○財政課長（内田）本店につきましては、先ほど申しましたように、本店の登記簿上の届け出が、本店が、大阪市となっているものでございます。

○議長（河野）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。討論ですか。まず、反対討論から。前田君。

○12番（前田）25号議案について反対の立場から討論します。先ほど来、いろいろ執行部に尋ねておりますが、答弁が非常に明確でない。そしてまた、今も聞きますと本店は大阪だと、いかにも会社が、紛らわしい会社が2社あるようにも聞こえる。その会社の所在がはっきりしていない。そこと契約することに非常に重大な問題があると考えます。よって、本件に対して反対をするものであります。

○議長（河野）続いて賛成討論、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第26号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第26号議案、工事請負契約の締結について（砂走第1砂走地区污水管新設工事（14-4））。砂走地内において施工する砂走第1砂走地区污水管新設工事（14-4）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、砂走第1砂走地区污水管新設工事（14-4）でございます。工事場所は海田町砂走地内、請負金額は7,560万円でございます。請負者は株式会社唯間組、代表取締役、唯間正巳でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成15年3月25日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料3の2の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（楨根）それでは、工事の概要についてご説明いたします。これも資料3の

4をお願いいたします。工事箇所図の3ページをお願いいたします。この工事の色分けも、先ほどの説明と同じでございます。工事の施工場所でございますが、位置図に示しておりますように、山陽新幹線高架橋の下付近の砂走地区でございます。県道瀬野・船越線から県道東海田・広島線及び町道77号線に推進工法で、口径200ミリの污水管を101.8メートル布設いたします。また、町道76号線、町道77号線、町道282号線、里道に開削の矢板工法で口径200ミリの污水管を104メートルほど、素掘り工法で129メートルほど布設するものでございます。

この工事の区間で、県道瀬野・船越線はバス路線になっております。バスの利用者やバス会社にできるだけ影響を少なくするよう、海田を午前9時まで通る便と午後5時以降の便は今までどおり運行し、それ以外の便は運行形態を変更していただくということにしております。なお、一般の車両等につきましては、片側通行や迂回路をお願いすることになり、ご不便をおかけいたしますが、通行はできるものでございます。工事の施工につきましては、付近の住民の皆様にもいろいろとご迷惑をおかけいたしますが、地元の方々との連絡を密にし、安全対策には万全を期して工事を進めてまいります。

なお、図面に黄色で示している部分でございますが、これは当初、この工事を同時施工することにしておりましたが、JRの線路横断があり、施工方法等につきまして現在実施協議中でございます。後日、この部分だけ別発注する予定でございます。なお、4ページには標準的な断面図を添付しておりますので、ご参照くださいませ。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。田中君。

○15番（田中）先ほどの分でもお聞きしましたけども、この価格も93.5ですか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）この砂走第1砂走地区の污水管につきましては84.7%でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第7、第27号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤) 第27号議案、工事請負契約の締結について(海田中央第3上市地区污水管新設工事(14-5))。上市地内において施工する海田中央第3上市地区污水管新設工事(14-5)の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(河野) 財政課長。

○財政課長(内田) それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第3上市地区污水管新設工事(14-5)でございます。工事場所は海田町上市地内、請負金額は7,066万5,000円でございます。請負者は三興建設株式会社、代表取締役、越智剛でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成15年3月10日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料3の3の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長(河野) 下水道課長。

○下水道課長(槇根) 続きまして、工事の概要について説明いたします。同じく資料の3の4、5ページをお願いいたします。色分けにつきましては、これまでと一緒でございます。施工場所は位置図に示しておりますように、上市のみやもと食料品店から東に向かつての県道瀬野・船越線内に推進工法で157メートル、開削の矢板工法で153メートル、それぞれ口径200ミリの污水管を布設するものでございます。この工事箇所は、県道で交通量が多く、道路幅員も狭く、片側通行等していただくことになります。皆様にご不便をおかけすることになります。地元の皆さんと連絡を密にして、通行の確保等安全対策には万全を期して工事をしてまいります。なお、図面に黄色で示している部分でございますが、ここも当初、この工事と同時にする予定でございましたが、JRの線路横断があり、施工方法等について現在JRと実施協議中でございます。なお、6ページに標準的な断面図を添付しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。田中君。

○15番（田中）同じことを聞くようでございますが、これは何%でしょうか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）87.8%でございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっと聞いてみますが、先ほどの下水道部長の説明では、一括で出したら経費が安くつくから一括で出したと、これは鉄道がかかわちよるからであります、設計した時点から鉄道がかかわちよるのはわかっていますよ。設計した時点から何カ月もたっていますよ。わかっているのね、片方では一括で出した方が経費が安くつくわ、これはこれで鉄道と今協議中じゃ言うて、設計されるまでなぜ協議されなかったんですか。試掘までやってですよ、十分期間があるでしょうが。今日や昨日始まったことじゃないでしょうが。ずっと何年か前にもう予定、入っているでしょうが、この路線というものは。それをなぜ今になって協議中じゃ、前々からわかっていることやから十分工事をやりますよ、言うて協議やってから、あんた、今の見積もりなっと設計なっとされたんじゃないんですか。鉄道は鉄道、あれはあれでやるんなら設計も全然違うんでしょうが。その点はどうですか。片方では経費が安くつくじゃどうのこうの、片方じゃ今協議中じゃ、そういう言い訳はないでしょう。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）JRとの協議ですけれども、昨年度、この予算を計上したときから、この契約に合わせるために今まで協議をしてまいりましたけれども、まだ協議が整わない、というのが現実でございます。それで工事を急ぎたいということで、別途発注をして今年度中に協議を整えて、後ほどまた別で発注したいというふうに考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっと今年度中ですね。今月中なら1カ月ぐらい待ってもどうも関係ないでしょうが。あんた、今年度いうたら大分まだありますよ。それをきちっとした答弁を。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）今協議をしておりますけれども、我々としては今年度中に工事発注をしたいというふうに協議を進めております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今年度中いうたらまだ大分ありますけど、そんだけかかるということですよ。ほんじゃこの予算、流れるかわからんことですね。例えば極力そういうふうに言うたら、なぜ事前協議して、設計なり工事の設計委託をされんかったんですか。今年度中に話もつかんものを設計委託して予算化、なぜされますか。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）設計の工事委託と実施する場合の工事、設計については、その設計に基づいて我々は実施設計をつくるわけですから、当然概略設計については前々、前々と前年度、前年度、早目早目に委託をして、それに合わせて実施設計をつくっていくというのが建前ですので、当然事前に調査はしております。ただ、今回の場合、昨年からのこの契約に合わせて工事をしたいということで、J Rと何回も協議を重ねておりますけれども、J R側のいろいろな条件もありますし、この契約に間に合わなかったということで、現在もJ R協議は進めております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、第28号議案、広島市に公の施設を利用させることに関する協議についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第28号議案、広島市に公の施設を利用させることに関する協議について。

広島市長から、本町の公の施設を利用して広島市の下水を排除するため、当該施設の利用等について協議があったものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）下水道課長。

○上下水道課長（榎根） それでは、広島市に公の施設を利用させることに関する協議の内容につきまして説明をいたします。議案の9ページと資料3の5をお願いいたします。

まず、議案の方でございますが、1の利用に供させる公の施設でございますが、場所は次のページ、10ページにお示ししていますように、山陽新幹線高架橋の北東側の海田町砂走地区と広島市畑賀地区が接しているところで、現在整備を予定しております海田町の公共下水道施設を利用させるものでございます。

議案の2の利用の目的についてでございますが、これは広島市畑賀地区から排出される汚水や雨水を、本町の公共下水道施設を利用して排除をするものでございます。資料でご説明いたします。1ページをお願いいたします。まず、汚水については汚水排水系統図に示しておりますように、広島市畑賀地区の一部の6.44ヘクタールのうち、0.1ヘクタール分の汚水を①から⑦の本町の污水管を通して流域幹線の投入口に、また、6.34ヘクタール分につきましては、③から⑦の污水管を通りまして同じく流域幹線に投入し、最終的に向洋にございます東部浄化センターまで排出することになるものでございます。

なお、②から③までは広島市の污水管を利用させていただくことになりますので、現在広島市に協議しているところでございます。

次に、雨水につきましては、2ページにお示しをしております。2ページをお願いいたします。広島市畑賀地区の一部、9.69ヘクタールから流出する雨水のうち、6.92ヘクタール分の雨水を①から②、③の管渠を通して最終の⑭から瀬野川へ排出し、2.48ヘクタール分につきましては⑮の管渠から、また0.29ヘクタール分につきましては、⑯からそれぞれ⑰を通して最終の⑭から瀬野川へ排出するようになるものでございます。

次に、議案でございます。議案の3、経費の負担でございますが、下水道施設の建設費や維持管理費は計画下水量の割合で案分して負担するものでございます。資料の3ページに汚水の計画汚水量と負担割合を、また同じく資料の4ページに雨水の計画雨水流入量と負担割合をお示ししております。管渠1本1本につきましての負担率を出して、それぞれがこの割合で建設費や維持管理費を負担することになるものでございます。

なお、負担金につきましては、まだ工事が完了しておりませんので、これから調整することになるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原） 4番、桑原ですけど、3点ばかりお聞きします。まず第1点は、3の経費

負担のところで、説明にありましたように計画下水量の割合という、これは面積でやるというようなことの考えはあるんですかね、普通、ここに、資料にありますように。それと、これは下水量の割合というのはずっと変わらないものなんですか、ということ。それからもう1点は、利用期間はどのようになるのか。この3点だけ、よろしくお願いします。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）先ほどの1番の質問の、面積でやったらどうかという質問なんでございますけど、汚水の場合でしたら広島市の場合が0.004824、それで海田町の場合が0.0082768という発生量、汚水路の原単位を決めております。これは流総計画の方で、この瀬野川処理区の中で、全体で決めておる水量でございます。その中の海田町分の砂走第1処理分区の場合は0.0082768という数字を決めておりますので、それに対してヘクタール当たりの面積ということで、海田町の汚水量を決めておりますので、そういうふうな面積でやるというのはちょっと不都合が出てくるかと思えます。

次に、割合は変わりません。計画下水路も変わりません。利用期間は、この管がある限りにずっとこの割合でいきます。

○議長（河野）ほかに質疑、佐中君。

○16番（佐中）ちょっとこの字句の言葉でお尋ねするんですが、議案28号の利用の目的の中に、広島市の区域の一部（別図のとおり）の下水を排除する、この排除の意味がね、私は取り除くという意味を感じるんですよ。正式には文言の中で排出するとか排水をするとかいう表現であれば、私はよくわかるんですが、そうでなくて排除という言葉そのものを使っている専門用語あるいは法的な意味がどうなんでしょう、条例に出されておる限りは、正式なそういう文言でなかったらいけないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（河野）下水道課長。

○上下水道課長（槇根）これは字句の解釈の問題になろうかと思いますが、これ、広島市さんも同じ表現で排除という表現をされております。うちのほうも排除という表現にしております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）これ、全国共通でこういう文言を使っておるんです、それとも簡単に、私、知識がないけ、お尋ねもし、私なりに解釈するんですけども、やっぱり排除とい

うことは取り除くという意味が、通常の言葉で受け入れられるんですよ。正式には排水とか排出とかいう表現の方が私は妥当だと思うんですがね、この辺の解釈というようなものですが、いかがですか、もう一遍お尋ねします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）全国的にはどうか私も勉強はしておりませんが、この件につきましては、ちょっと勉強させていただきたいと思います。当面、この排除という言葉遣いで、表現でやってまいりたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、第29号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第29号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（別表）の退職報償金、支給額を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）それでは、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、今年の4月1日に施行されたことにより、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表の退職

報償金支給額表をこれに準じて改正するものでございます。

資料４をご覧ください。海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の新旧対照表でございます。資料を見ていただくとおわかりいただけますように、退職報償金は、勤務年数が５年以上１０年未満の団長で１８万１,０００円から１８万５,０００円に、同じく団員が１３万６,０００円から１４万円に、また勤務年数が３０年以上の団長が９２万１,０００円から９２万５,０００円に、同じく団員が６３万１,０００円から６３万５,０００円になるよう、すべての階級、勤務年数において、一律４,０００円の引き上げを行い、消防団員の待遇の改善を図るものでございます。なお、この一律４,０００円の引き上げに伴います改定率は、勤務年数５年以上１０年未満の団員で最高の２.９４％、３０年以上の団長で最低の０.４３％となっており、平均の改定率は０.９５％となっております。

次に、附則でございますが、第１に、この条例は公布の日から施行すること。第２として、この条例は平成１４年４月１日以後の退職者から適用すること。また、第３として、経過措置を定めているもので、４月１日から公布されるまでに退職された者に支給する退職報償金の額は内払いとみなすことを規定しているものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○４番（桑原）４番、桑原です。２点ばかり、お聞きします。まず第１点は、非常勤職員だからかどうかわかりませんが、普通、通常勤務年数が退職金には影響するわけです。でも、これでいきますと一律今説明があったように４,０００円だということです。それは非常勤職員であるがゆえというのか、ここに消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令、これ第３条の別記から来ていると思うんですけど、これも全く、値上げというんですかね、値上がり率をそのまま持ってきただけかどうか、それ持ってきて条例を改正しているかどうかね、その根拠、４,０００円一律にやった根拠は、何も考えないで、これが、施行令がそうになっているからというんでやられたその４,０００円の理由ですね、一律４,０００円の理由。

それから２つ目には、今説明がありました附則の３、大体もう支払っているんですか。内払いとしてやっておられるのが実態ですか。その２点をお願いします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）４,０００円の引き上げにつきましては、これは国の消防団員等公務災

害補償等責任共済等に関する法律の施行令の中に、この別表が入っておりまして、これに準じて全国の消防団員がこの制度に加入しておりますので、一律に上がったということでございます。それと内払いの規定でございますが、4月1日から現在まで退職された方はおられません。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）4,000円一律にということは非常勤だからということなの。普通、退職金だと年数が勘案されますよね。それを一律4,000円でやっているのは非常勤だからですかという質問なんです。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）4,000円の額の確定につきまして、県を通じまして消防庁の方に問い合わせをいたしましたが、これについての回答はいただけませんでした。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。この消防団員の報償金、以前にも質問しているんですけど、毎年毎年、少しずつ少しずつ、上がっていっていますよね。上げるなどとは言いませんけど、今そんなに物価が上がっているわけでもない、むしろ収入の方は減っている状況の中で、法律が変わったから上げますと前も答弁されているんですが、こちらの法律が変わったら絶対に海田町は変えないといけないんですか。その根拠。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）これは町の方で条例を制定しておりますので、必ずしもする必要はないかと思いますが、この共済制度につきましては全国一律にやっております。それと、国の意向といたしましては、地方交付税の中で増額分を措置しているので改定をしていただきたいということでありました。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）だから、海田町として今回はやめるとか、そういうことは一度も考えられたことはないんですか。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）消防団員の方は、日夜海田町内の防災に関して勤務されておりますので、その処遇の改善を図るために改定したいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第10、第30号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第30号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の制定について。

海田西児童クラブハウス及び海田南児童クラブハウスが竣工することに伴い、公の施設として位置づけ供用を開始するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、第30号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例についてご説明いたします。6月末に海田西小学校区、また8月末には海田南小学校区の児童クラブハウスが完成いたします。そのため公の施設として位置づけ、供用を開始するため条例を制定するものでございます。

まず、条例第1条でございますが、社会教育事業及び子育て支援の一環としまして、小学校に就学している児童に対し、授業終了後の生活の場を提供するために設置するものでございます。

次に、第2条でございます。施設の名称はそれぞれ海田西児童クラブハウス、海田南児童クラブハウスといたします。これにつきましては、厚生労働省がこの事業を放課後児童クラブとして実施をしていることから、本町におきましても、これより留守家庭児童会を児童クラブと改め、施設を児童クラブハウスとするものでございます。

第3条でございますが、使用することができるものの範囲は、児童クラブに入会している児童でございます。ただし、児童クラブの開設時間以外の時間帯につきましては、町長が特に必要があると認めるときは使用することができます。

次に、第4条でございます。第3条のただし書きの規定による場合は、申請書を提出

し許可を得ることを規定したもので、許可を受けた事項を変更する場合も同様でございます。

第5条から第13条につきましては、他の施設と同様に定めております。なお、第6条の使用料でございますが、西児童クラブハウス面積79.38平方メートル、この施設につきましては、1時間までごとに500円、南児童クラブハウスが129.6平方メートル、これにつきましては、1時間までごとに600円と定めております。その積算式に従いまして定めたもので、これは平成13年4月に会館等の施設使用料の改正が行われました。その積算式に従いまして定めたものでございます。

第14条でございますが、この条例のほか管理運営規則及び管理規定は教育委員会が定め、この施設は社会教育課が管理をしております。この条例は平成14年7月10日から施行するものでございますが、海田南児童クラブハウスにかかわる部分につきましては、平成14年9月1日から施行いたします。以上でございます。失礼しました。海田南児童クラブハウス、失礼しました。660円、私の読み違いでございました。失礼いたしました。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）駐輪場のときもそうだったんですけど、あまりにも町長裁量権を、町長裁量権が10カ所あるんですね、これ。町長が必要と認めるときとか、やられたらわかるでしょう。例えば9条の関係で、この前のひまわりプラザのときも申し上げたんですけど、感染症の疾病にかかっていると認められる者とかね、それでき損する恐れがあると認められる者とか、それ、何を基準にしてそういうことを町長が認めないといけないのかね、そんなことも全然わからなくて、あっちこっちにたくさん出ていますよ、いろんなことが。

一番心配するのは5条の関係で、13条と5条の関係、町の損害賠償責任があるんです、13条に。「町は第5条の規定による処分により」と書いて、何でここに5条がきたんかわかりませんが、「処分により使用者の損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない」と書いてあるんです。確かにこれはそういつて書いておけばいいと思いますよ。でも、その町長が5条をご覧になったらわかるように、退去を命ずることができるという、そこに瑕疵があったり過失があった場合に、裁判とか何とかで争った場合に絶対大丈夫なのかどうかね、それを保証できないと思うんですよ。そういうような意味で、これ、何か運用する上でよほど気をつけてもらわないといけないんですけど、その辺どう考えておられるんですか。町長、どう考えておられますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）公の施設をやっぱり利用する場合、これはこのクラブハウスだけに限らず、すべての施設についてやはりある程度の管理上の問題等を考えて、こういう規定を設けて、条例を設けておるわけでございまして、やはり排除するとかあるいは断るとかいうようなことがないにこしたことはございませんけども、やはりある程度そういう公の施設であるだけに、管理上問題のあることについてはこういう規制が必要であると、こういうふうに考えておるわけでございます。

先ほどもおっしゃったように、感染症の疾病であるとかあるいは秩序を乱すとか、これも全くまた場合によっては限らんわけでございますので、ない場合にこういう対応をしたときにこそ問題が起きるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございます。こういうことのないように、管理する方も十分気をつけてやらにやならんと、こういうふうに思いますけれども、やはり公の施設を使用する場合、ある程度、これも定めておく必要があると、こういうように考えております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）これ、町長が裁量権を持っておられるということについてはいいんですよ。

でも、あまりにも11カ所も、11カ所ありますよ、数えられたらわかりますわ。その一々について町長の裁量、そのときそのとき、例えば使用料の減免なんていうのは、町長特別の理由があると認めるときはなんて言って、普通でしたら、こういう場合は減免しますというのは普通書いていますよ。だけど、これには皆そういうことで、町長の裁量に皆任せているというのは、使用する方の側もちょっと大変じゃないかと思うんですよ、一応聞いて申請書を出さないかというようなことで、今疾病がどうだのき損する恐れがあるというようなことを、一々町長にそういうことまでやらせないといけないのかどうかという意味で聞いているわけですからね、決して裁量権があることについてけちをつけているわけじゃないんですよ。ということは、これを運用する点で考えないといけないんじゃないかということを申し上げているんです。それ、使用する方の側からとっても混乱する恐れがあるんじゃないかという意味で今質問したわけですから。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）条例を制定するテクニックとしていろいろあるかと思います。ご指摘のように細かい点まですべて条例に盛り込むという方法もありましょうし、こうした形の中で裁量権にゆだねるという方法もあるわけです。海田町の場合、今までの条例等

これをもとに今回の条例を作成しておるわけですが、確かにおっしゃいますように、使われる側にとっては明確にしてあった方がいい部分もあるでしょうけども、我々の考え方としては、ある程度町長の裁量権を持たせた中で、言葉がちょっと的確でないかもわからんですが、いろんなケースが考えられるわけで、想定されない場合もありますので、裁量の中で応用をきかせていけるという部分もご理解をいただきたいというふうに思います。それから、減免等の条例等につきましては、取り扱い基準の中で定めて運用しておるところでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）あんまり言いたくありませんけどね、今までやっているからどうだというのは古いんですよ、もう。時代がどんどん変わっているわけですからね。大概ほかの条例とか何か見てご覧なさい。もう、厳しくびしっと決めていますよ。現に、九州の方へ研修で行かせてもらったときも見ましたよ、それ。どういう場合に減免するというようなことをちゃんと決めています。それを言っているわけですよ。今、町長に申し上げたように、別に裁量権がどうだのこうだのいって、言っているんじゃないんですよ。使用する方が混乱するんじゃないですかと、二度手間になるんじゃないですかということなんです。そういうことだけ、ご了解願いたいと思います。

○議長（河野）ほかにございますか。住吉君。

○13番（住吉）住吉でございます。この児童クラブハウスをつくる前の段階で、地域の意見を聞いたのかということいろいろ確認しましたら、十分に聞いておられるんですが、その際に、地域に輕易に開放するようなお考えを示されたわけですよ。ところが、私は、あの当時児童会室、言われたから、児童会室にしたら恐らく使えんだろうとは思っていましたがね、ここの表現が「3年生以下の児童のうち、規定で定めるものとする」とし、利用できる者はね、使用する者、それでそのほかは特に町長が必要と認められたときのことで、特に必要と認められるということは大変厳しく感じるわけですよ。それは仕方ないと思うんだけど、児童館としてあいとらんのだから。だから、最初におっしゃったことと食い違ってくるのが、わし、気に食わん。

もう一つは、輕易に老人クラブとか自治会等にお貸しするんだということをおっしゃったんだけど、使用料のところ、自治会とかそういうところには、ほとんどほかの施設では減免をしておるんですよ、もう免じておるんじゃない。今のひまブラなんかそうですよね、自治会が使えば一銭も要らないと、何時間使っても、予約しておけば。こ

それはそうでなしに、使用料ちゃんと1時間500円とか600円を取るようになっておられて、減免じゃないが、そこらのところをちょっとご説明いただきます。

最初、輕易に使えるようなことをおっしゃったけれども、そうでなしに非常に制限を加えたと、加えるのは当たり前かも知らんけど、最初はどういって置いて、いざ使おうとするとこういうことになる。特に必要な場合に認めると、あるいは料金を取るかということになっておるが、最初のお考えとの関係で私は疑問を感じるんですが、ちょっと説明してください。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）最初、建設当時との使い方について、少し意味合いが違っておるんじゃないかというご指摘でございます。この点につきましては、一切当初説明いたしましたことから変わってはおりません。ただ、条例上の規定はあくまで行政財産としての目的を定めるものですから、こういう表現になっておりますけれども、ただし書きをしておりますのは、今ご指摘の地域の方に使っていただくことを想定したただし書きでございます。そして、どんどん地域の方に使っていただきたいというふうに思います。

それと、2点目の使用料につきましては、あくまで条例の中で7条で使用料の減免というふうに表現をしています。これはどの施設についてもこういう表現がしてありまして、取り扱いの中ですべての施設、自治会については年度当初減免申請を出していただいて、どの施設もすべて減免をしておるという取り扱いをしております。この施設につきましても同様、減免をしてまいります。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）どんどん使え、言うてもね、児童クラブハウスとして使っておるときには使えないんだけど、児童クラブハウスの使用時間というのは通常の場合どうなんですか。何時まで使うんか、何時から何時。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）児童クラブの開設時間は下校後から5時までです。曜日によって、子どもたちが帰ってくる時間が定まりませんので、下校後という表現をしておりますけれども、大抵1時過ぎに帰ってまいりますので、午後からというふうにとっていたらと思いますが、土曜日と長期休暇中は9時から5時まで開設しております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第30号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第11、第31号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第31号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算（第1号）。平成14年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、公共施設等利活用計画検討業務の委託、育児休業期間の延長に伴う臨時職員賃金の増額等の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ748万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億5,848万2,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成14年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料5の平成14年度補正予算事項別明細書に従いまして、歳出からご説明をいたします。

まず、2ページでございます。2ページをお開きください。総務費の企画費の委託料でございますが、今後の町内公共施設整備などの利活用の検討業務の委託費といたしまして360万円を増額するものでございます。統計調査費の報酬及び事業費でございますが、就業構造基本調査の実施に伴い、調査員7名分の報酬31万1,000円と調査用事務用品の消耗品費として、2万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。民生費の老人福祉費の役務費でございますが、仮称総合福祉センターの建設に係る事業用地の取得に当たり、租税特別措置法の適用を受けるために県の事業認定を受ける必要があり、その手数料として12万円を増額するものでございます。衛生費の母子保健費の共済費及び賃金につきましては、この4月の制度の改正により、育児休業期間がこれまでの生後1年から生後3年までに延長されたことに伴い、現在、育児休業中の保健師1名につきましては、その

休業期間が延長となり、引き続き臨時職員として保健師 1 名を雇用するため、共済費 25 万 9,000 円、賃金 216 万 5,000 円をそれぞれ増額するものでございます。

3 ページに移りまして、土木費の土木総務費の負担金補助及び交付金につきましては、先の芸予地震により住宅への被害を受けた方が、融資により自宅再建を図られた場合、借入金に係る利子を補給することとしておりますが、その助成金として 78 万 4,000 円を増額するものでございます。消防費の非常備消防費の報償費でございますが、消防団員 1 名の退団に伴う退職金支給のため 22 万円を増額するものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。1 ページをお開きください。県支出金の土木費補助金の被災住宅再建利子補給補助金でございますが、芸予地震被災住宅再建のための利子補給に係る費用のうち、2 分の 1 が被災住宅再建利子補給補助金として措置されるため、その 39 万 2,000 円を増額するものでございます。総務委託金の統計調査費委託金でございますが、就業構造基本調査実施に伴う委託金 33 万 4,000 円を増額するものでございます。繰越金でございますが、平成 13 年度からの繰越金のうち、653 万 6,000 円を増額するものでございます。諸収入の雑入の消防団退職報償金受入金でございますが、退職消防団員の退職金につきまして、退職報償金支給責任共済からの受入金として 22 万円を増額するものでございます。以上で事項別明細書の説明を終わります。

次に、第 31 号議案により議案の説明をいたします。歳入歳出予算の補正でございますが、先にご説明をいたしました各項目を合計しますと、歳入歳出それぞれ 748 万 2,000 円の増額となり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86 億 5,848 万 2,000 円となるものでございます。以上で、平成 14 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 31 号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第 31 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第12、第32号議案、平成14年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤) 第32号議案、平成14年度海田町老人保健特別会計補正予算(第1号)。平成14年度海田町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、平成13年度老人保健支払基金交付金の精算に伴う返還金に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,056万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(河野) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(青木) それでは、第32号議案、海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。資料7の2ページの歳出をお開きください。それでは、ご説明申し上げます。歳出の2款諸支出金の償還金利子及び割引料でございますが、平成13年度の審査支払手数料に係る支払基金からの事務費交付金を精算した結果、交付額が法定交付額よりも29万6,833円ほど多く交付されていたため、この超過交付額を返還する必要が生じたもので、29万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1ページをお開きください。5款繰越金でございますが、平成13年度歳入歳出決算見込によります翌年度繰越金の一部として29万6,000円を増額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加いたしますと、歳入歳出それぞれ21億5,056万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(河野) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第13、第33号議案、平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第33号議案、平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、平成13年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ1,944万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,929万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）第33号議案、海田町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。資料8の2ページの歳出をお開きください。それではご説明申し上げます。歳出の5款諸支出金の償還金利子及び割引料でございますが、平成13年度の介護給付費に係る支払基金交付金及び国庫負担金などを精算した結果、交付額が法定交付額よりも1,944万1,686円ほど多く交付されていたため、この超過交付額を返還する必要が生じたもので、1,944万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1ページをお開きください。8款繰越金でございますが、平成13年度歳入歳出決算見込による翌年度繰越金の一部といたしまして、1,944万1,000円を増額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ1,944万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億6,929万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第33号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第14、発議第4号、「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書案を議題といたします。案文については、お手元に配付しておるとおりでございます。本案については、提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第4号について採決をいたします。お諮りいたします。

発議第4号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。派遣内容はお手元に配付しておるとおりでございます。本件については、海田町議会会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決で決定しようとするものです。お諮りいたします。

議員派遣については派遣することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議員派遣の件は派遣することと決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、平成14年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午後3時55分 閉会